緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

令和６年３月

総務部危機対策局危機対策課

緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画　目次

第１章　総則

第１　目的 …… 1
第２　用語の定義 …… 1

第２章　大隊等の編成

第３　道内地区 …… 1
第４　連絡体制等 …… 1
第５　大隊等の編成 …… 2
第６　指揮体制等 …… 3

第３章　大隊等の出動

第７　地震時等の出動等に係る取決め …… 3
第８　大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備 …… 4
第９　集結場所 …… 5
第10　大隊及び統合機動部隊の出動 …… 5
第11　その他の部隊の出動 …… 5
第12　国家的な非常災害における出動 …… 6
第13　大隊等の出動隊数の報告 …… 6
第14　緊急消防援助隊の車両表示 …… 7
第15　集結場所への集結完了 …… 7
第16　進出拠点への進出 …… 7
第17　高速自動車国道等の通行 …… 7
第18　情報共有 …… 8
第19　進出拠点到着 …… 8
第20　現地到着 …… 8

第４章　現場活動

第21　大隊本部の設置 …… 9
第22　活動時における無線通信運用及び情報収集 …… 9
第23　各隊の保有資機材等 …… 9
第24　日報 …… 9

第５章　後方支援活動

第25　後方支援本部の設置 …… 9
第26　後方支援中隊の任務等 …… 10
第27　相互協力 …… 10

第６章　活動終了

第28　大隊等の引揚げ　…………………………………………………　10
第29　帰署（所）報告　…………………………………………………　11

第７章　活動報告等

第30　活動結果報告　……………………………………………………　11
第31　高速自動車国道等の通行に係る報告　…………………………　11

第８章　その他

第32　指揮支援実施計画　………………………………………………　11
第33　フェリーによる派遣隊員等の輸送　……………………………　11
第34　航空部隊の応援等　………………………………………………　12
第35　事前準備　…………………………………………………………　12
第36　事故報告　…………………………………………………………　12

資料等

別表第１　用語の定義　…………………………………………………　13
別表第２　北海道緊急消防援助隊地区構成及び連絡先　……………　15
別表第３　関係機関連絡先　……………………………………………　17
別表第４　北海道の登録隊　……………………………………………　18
別表第５　北海道大隊の標準的な隊編成【地震災害等】……………　21
別表第６　北海道大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】　………　26
別表第７　北海道大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材【共通】…　28
別表第８－１　北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成……　32
別表第８－２　北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊（特殊災害中隊）の編成　……　33
別表第９　札幌市消防局、函館市消防本部、旭川市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊の編成……　34
別表第10　北海道土砂・風水害機動支援部隊の編成　………………　35
別表第11　地震等の出動等に係る取決め　……………………………　36
別表第12　集結場所　……………………………………………………　37
別表第13　北海道大隊無線通信運用体制　……………………………　38
別表第14　北海道大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）…………　39
別紙第１　北海道大隊・各部隊指揮体制　……………………………　41
別紙第２　出動小隊報告書　……………………………………………　43
別紙第３　公務従事車両証明書　………………………………………　44
別紙第４　緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告……　45
別紙第５　フェリー乗船員名簿　………………………………………　46
要請要綱別記様式２－２　出動可能隊数・出動隊数の報告　…………　47
要請要綱別記様式３－１　緊急消防援助隊の出動の求め又は指示　……　49
要請要綱別記様式３－４　緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）……　50
要請要綱別記様式５　　　緊急消防援助隊活動報告書　………………　52

緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

平成１７年１月１９日
改正　令和６年３月１日　危対第 2656 号

第１章 総則

（目的）
第１　この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（令和４年６月24日付け消防広第211号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊、札幌市消防局ＮＢＣ災害即応部隊、函館市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊、旭川市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊、北海道土砂・風水害機動支援部隊（以下「大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

（用語の定義）
第２　代表消防機関は、札幌市消防局とする。
２　代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部旭川市消防本部及び釧路市消防本部とする。
３　前項までに定めるもののほか、用語については別表第１のとおりとする。

第２章 大隊等の編成

（道内地区）
第３　大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第２のとおり地区分けするものとする。
２　各地区の代表消防機関代行は、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。
（１）出動に係る連絡及び調整
（２）後方支援活動に係る連絡及び調整
（３）その他必要な事項

（連絡体制等）
第４　応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。
（１）応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第２のとおりとする。
（２）応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第３のとおりとする。
（３）北海道から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関、代表消防機関代行を経由して行う。
（４）各消防本部から北海道に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関代行、代表消防機関を経由して行う。

（５）連絡方法は、原則として有線電話又は有線ＦＡＸ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク（ＬＡＳＣＯＭ）等を活用するものとする。

（大隊等の編成）

第５　北海道の登録隊は、別表第４のとおりとする。

２　地震災害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第５のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

３　土砂・風水害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第６のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

４　地震災害及び土砂・風水害以外の災害における大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第５及び別表第６を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。

５　大隊は、「北海道大隊」と呼称するものとする。なお、大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。

６　統合機動部隊は、「北海道統合機動部隊」と呼称するものする。なお、統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

７　中隊は、地区単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「○○地区中隊又は消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。以下同じ。）が指定するものとする。

８　小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「○○小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。

９　後方支援中隊の編成は、別表第７のとおりとし、都道府県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の内から大隊長が指定するものとする。

10　エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第８のとおり編成し、「北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、苫小牧市消防本部の職員をもって充てるものとする。

11　ＮＢＣ災害即応部隊は、別表第９のとおり編成し、「札幌市消防局ＮＢＣ災害即応部隊」、「函館市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊」、「旭川市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、札幌市消防局ＮＢＣ災害即応部隊長は、札幌市消防局の職員を、函館市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊長は、函館市消防本部の職員を、旭川市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊長は、旭川市消防本部の職員をもって充てるものとする。

12　土砂・風水害機動支援部隊は別表第10のとおり編成し、「北海道土砂・風水害

機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、土砂・風水害機動支援部隊長は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。

（指揮体制等）

第６　大隊の指揮体制は、別紙第１のとおりとする。

２　受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年３月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式１のとおりとする。

３　大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該大隊の活動の指揮を行うものとする。

４　統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

５　エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

６　札幌市消防局ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

７　函館市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

８　旭川市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

９　土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

10　中隊長は、大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

第３章 大隊等の出動

（地震時等の出動等に係る取決め）

第７　要請要綱別表Ａ－１、Ａ－２並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第11のとおりとする。

（大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備）

第８　別表第11に定める地震等が発生し、北海道に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

（１）北海道は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第５）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第５）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

（２）各消防本部は、地震等の発生後速やかに、北海道に対して事前に計画された隊（別表第５）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

２　土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から大隊又は土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

（１）北海道は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第６又は別表第10）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、北海道内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

（２）北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第６又は別表第10）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

３　前２項の場合のほか、消防庁から大隊（ＮＢＣ災害における救急小隊を中心とした都道府県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした都道府県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

（１）北海道は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。

（２）北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

４　消防庁からエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、北海道及び当該部隊を構成する小隊の属する消防本部は次のとおり対応するものとする。

（１）北海道は、事前に計画された隊（別表第８）を構成する小隊の属する消防

本部に対して速やかに出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。

（２）北海道から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第８）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

５　北海道は、消防庁から大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。

（集結場所）

第９　集結場所は、別表第12のとおりとする。

（大隊及び統合機動部隊の出動）

第10　知事は、長官から要請要綱別記様式３－１又は同様式３－４により大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

２　代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第５又は別表第６に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を経由して各消防本部と調整するものとする。

３　出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

（１）統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね１時間以内に出動するものとする。

（２）各地区の陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。

（３）代表消防機関代行は、別表第12に基づき属する地区の陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、地区構成消防本部、北海道及び代表消防機関に対して連絡するものとする。

（４）迅速出動を行う場合、後方支援本部は、統合機動部隊及び大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

（その他の部隊の出動）

第11　知事は、長官から要請要綱別記様式３－１によりエネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊

の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

2　札幌市長は、長官から要請要綱別記様式３－１により札幌市消防局ＮＢＣ災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後３０分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

3　函館市長は、長官から要請要綱別記様式３－１により函館市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後３０分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

4　旭川市長は、長官から要請要綱別記様式３－１により旭川市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後３０分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

5　知事は、長官から要請要綱別記様式３－１により土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第12に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

（国家的な非常災害における出動）

第12　国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、北海道に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2　長官から出動の指示があった場合には、第10第３項に定める出動を行うほか、別表第５に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。

3　代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第５に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関代行を経由して各消防本部と調整するものとする。

4　特別編成陸上隊は、代表消防機関代行が指定した時間までに集結場所に集結し、出動するものとする。

5　各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

6　アクションプランが適用された場合には、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、大隊とともに出動させるものとする。

（大隊等の出動隊数の報告）

第13　緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、代表消防機関を通じて北海道に

対して要請要綱別記様式２－２により出動隊数を報告するものとする。
２　北海道は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動隊数を報告するものとする。
３　各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、別紙第２により代表消防機関代行を経由して北海道及び代表消防機関に対して報告するものとする。
（１）出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
（２）出動隊数、車両及び資機材
（３）集結場所到着予定時刻
（４）その他必要な事項

（緊急消防援助隊の車両表示）
第14　緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

（集結場所への集結完了）
第15　大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長又は地区中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
２　後方支援本部は、前項の内容について北海道に対して報告するものとする。

（進出拠点への進出）
第16　大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、ＮＢＣ災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
２　被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
３　大隊長等又は地区中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
（１）被災地の被害概要
（２）大隊等の活動地域及び任務
（３）大隊等の進出拠点及び出動ルート
（４）その他必要な事項

（高速自動車国道等の通行）
第17　高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。
（１）被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
（２）　緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出

動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第３「公務従事車両証明書」を提出するものとする。

（３）緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。

（４）名刺を提出した場合、後日、北海道を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

（情報共有）

第18　被災地へ出動した緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について、関係機関との情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

（進出拠点到着）

第19　大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

２　進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊長等（ＮＢＣ災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

（現地到着）

第20　大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

（１）災害状況

（２）活動方針

（３）活動地域及び任務

（４）都道府県大隊本部の設置場所

（５）安全管理に関する体制

（６）使用無線系統

（７）地理及び水利の状況

（８）その他活動上必要な事項

２　大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が都道府県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、都道府県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

３　統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊長の指揮の下、大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第４章 現場活動

（大隊本部の設置）

第21　大隊長は、必要に応じて大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。

２　大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

３　大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

４　大隊長は、大隊の活動内容や現場写真等を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を後方支援小隊から配置するものとする。なお、記録した情報の取扱については、「緊急消防援助隊の活動等に係る動画等による記録・情報共有体制について」（平成29年３月30日付け消防総第208号、消防広第97号、消防情第107号、消防応第46号）によるものとする。

（活動時における無線通信運用及び情報収集）

第22　活動時の無線通信運用体制は、別表第13のとおりとする。

２　通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

（各隊の保有資機材等）

第23　大隊の保有資機材は、別表第６及び別表第７のとおりとする。

（日報）

第24　大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式２により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第５章 後方支援活動

（後方支援本部の設置）

第25　大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

２　後方支援本部長は、札幌市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

３　本部員は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。
４　後方支援本部長は、北海道及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
５　後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
（１）消防庁、指揮支援（部）隊長、大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
（２）大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
（３）大隊等の隊数及び人員数の集計
（４）大隊等の活動記録の集約
（５）各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供
（６）大隊等に対する災害に関する情報提供
（７）必要な資機材等の手配及び提供
（８）交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
（９）後方支援に係る北海道との調整
（10）その他必要な事項

（後方支援中隊の任務等）
第26　後方支援中隊（小隊）は、大隊長又は部隊長の指揮の下、大隊の活動が円滑かつ効果的に行うために必要な事項は、別に定める緊急消防援助隊北海道大隊後方支援中隊活動要領のとおりとする。

（相互協力）
第27　北海道及び各消防本部は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員輸送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第６章 活動終了

（大隊等の引揚げ）
第28　大隊長は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。
２　大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
（１）大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
（２）活動中の異常の有無
（３）隊員の負傷の有無
（４）車両、資機材等の損傷の有無
（５）その他必要な事項

（帰署（所）報告）
第29　緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、北海道及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。
２　北海道は、道内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第７章 活動報告等

（活動結果報告）
第30　緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式５により、速やかに活動報告を行うものとする。
２　北海道は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式５により、速やかに活動報告を行うものとする。

（高速自動車国道等の通行に係る報告）
第31　緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後５日以内に、代表消防機関に対して別紙第４により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。
２　代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、大隊の最終小隊等帰署（所）後７日以内に、北海道及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第８章 その他

（指揮支援実施計画）
第32　指揮支援隊に係る応援等については、代表消防機関が別に定めるものとする。
２　航空指揮支援隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

（フェリーによる派遣隊員等の輸送）
第33　フェリーによる隊員及び車両の輸送に係る手配については、代表消防機関及び代表消防機関代行と連携し、北海道が行うものとする。
２　フェリーによる隊員及び車両の輸送を要する場合は、各消防本部は、速やかに別紙第５により乗船員名簿を作成し、乗船する車両の車検証の写しとともに代表消防機関代行に報告するものとする。
３　代表消防機関及び前項で報告を受けた代表消防機関代行は、乗船員名簿等を、北海道及び進出する港を管轄する代表消防機関代行に送付するものとする。
４　進出する港を管轄する代表消防機関代行は、前項で送付された乗船員名簿等

を持参してフェリー会社へ出向し、乗船に係る手続きを行うものとする。
５　各消防本部は、前項の手続きを速やかに行うため、緊急消防援助隊登録車両及び派遣が想定される車両の車検証をデータ化する等、あらかじめ準備しておくものとする。

（航空部隊の応援等）
第34　航空部隊に係る応援等については、北海道が別に定めるものとする。

（事前準備）
第35　各消防本部等は、大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
２　各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

（事故報告）
第36　緊急消防援助隊を編成し、出動から引揚げ開始までの間に発生した事故等の報告は、「緊急消防援助隊事故等報告要領について」（令和２年６月８日付け消防広第150号）により対応すること。

附　則
この計画は、平成１７年１月２７日から施行する。
附　則
この計画は、平成１９年４月２日から施行する。
附　則
この計画は、平成２２年５月６日から施行する。
附　則
この計画は、平成２９年４月１２日から施行する。
附　則
この計画は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この計画は、令和４年４月１日から施行する。
附　則
この計画は、令和４年８月１日から施行する。
附　則
この計画は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）」をいう。	
2	政令	「緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）」をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号）」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号）」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	長官	消防庁長官をいう。	
9	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(9)
10	地区	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
11	代表消防機関	北海道内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	基本計画第2章第2節2
12	代表消防機関代行（地区代表消防機関）	地区内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う。また、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合に、その任務を代行する消防本部をいう。	要請要綱第1章第2条(11)
13	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第13条
14	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第21条（1）
15	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む。）をいう。	運用要綱第2条(15)
16	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(7)
17	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画 第1章第2節
18	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
19	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
20	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
21	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
22	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条

23	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
24	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
25	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
26	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
27	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
28	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
29	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
30	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
31	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
32	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
33	国家的な非常災害	災害対策基本法第105 条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第44 条第5項に基づく消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示することとなる災害をいう。首都直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
34	国家的な非常災害以外の災害	首都直下地震や南海トラフ地震など全国的な応援が必要な災害以外で、かつ、特定の隊に限定せず消火、救助、救急の各小隊など多くの隊が必要となる災害をいう。	
35	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
36	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えた上で特別に編成する隊をいう。	
37	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
38	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)

北海道緊急消防援助隊地区構成及び連絡先

地区及び構成消防本部 ◎印…代表消防機関代行		連絡先		NTT回線		防災行政無線		地域衛星 通信ネットワーク
				電話	FAX	電話	FAX	
代表	札幌市消防局	昼間	消防救助課	011-215-2060	011-271-0610	－	－	235-3-2060
		夜間	指令課	011-215-2080	011-261-9119			235-3-2080
道西地区	◎ 函館市消防本部	昼間	警防課警防係	0138-22-2146	0138-27-6199	－	－	
		夜間	消防指令センター	0138-22-2126	0138-26-3408			
	長万部町消防本部	昼間	消防本部	01377-2-2049	01377-2-5260	－	－	
		夜間	消防本部	01377-2-2049	01377-2-5260			
	森町消防本部	昼間 夜間	警防課・消防係	01374-2-2125	01374-2-5743	－	－	
	八雲町消防本部	昼間	八雲町消防本部	0137-63-2686	0137-63-2919	－	－	
		夜間	八雲町消防本部	0137-63-2686	0137-63-2919			
	南渡島消防事務組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0138-73-5130	0138-73-6694	(6265)-3-50-160	－	
		夜間	消防本部消防課	0138-73-8194	0138-73-6694			
	渡島西部広域事務組合消防本部	昼間	消防本部	0139-47-4018	0139-47-2496	－	－	
		夜間	福島消防署	0139-47-2119	0139-47-2496			
	檜山広域行政組合消防本部	昼間	消防課	0139-52-3026	0139-52-1944	－	－	
		夜間	江差消防署	0139-52-1072	0139-52-1390			
道南地区	◎ 苫小牧市消防本部	昼間	消防本部警防課	0144-84-5023	0144-84-5037	6761-3-4119	－	
		夜間	消防署指令課	0144-84-5049	0144-57-5363			
	室蘭市消防本部	昼間	消防本部警防課	0143-41-4132	0143-41-4680	－	－	
		夜間	消防署通信指令室	0143-41-4311	0143-41-4659			
	登別市消防本部	昼間	消防署警備グループ	0143-85-2551	0143-88-0259	001-762-3538	－	
		夜間	消防署警備グループ	0143-85-2551	0143-88-0259			
	白老町消防本部	昼間	消防本部消防課	0144-83-1119	0144-83-1190	－	－	
		夜間	白老町消防署					
	西胆振行政事務組合消防本部	昼間 夜間	消防本部消防課	0142-21-5003	0142-25-4129	－	－	
	胆振東部消防組合消防本部	昼間	消防本部防災課	0145-26-7100	0145-27-2467	6772-3-681	－	
		夜間	消防署厚真支署	0145-26-7119	0145-27-2999			
	日高西部消防組合消防本部	昼間	消防本部消防課	01456-2-1521	01456-2-0119	－	－	
		夜間	富川消防署	01456-2-1521	01456-2-0119			
	日高中部消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0146-45-0160	0146-42-3789	6-624-3-461	－	
		夜間	消防署	0146-45-0119	0146-42-0766			
	日高東部消防組合消防本部	昼間	浦河消防署	0146-22-2144	0146-22-6550	6-626-3-350	－	
		夜間	浦河消防署	0146-22-2144	0146-22-6550			
道央地区	◎ 小樽市消防本部	昼間	警防課警防係	0134-22-9138	0134-22-9182	－	－	
		夜間	消防指令センター	0134-22-9137	0134-22-5345			
	夕張市消防本部	昼間	総務課総務係	0123-53-4121	0123-53-4123	－	－	
		夜間	警防課警防係	0123-53-4122	0123-53-4123			
	美唄市消防本部	昼間	消防署	0126-66-2227	0126-66-2228	6-462-3-3800	－	
		夜間	消防署	0126-66-2227	0126-66-2228			
	歌志内市消防本部	昼間	警防・救急グループ	0125-42-3255	0125-42-5210	－	－	
		夜間	警防・救急グループ	0125-42-3255	0125-42-5210			
	三笠市消防本部	昼間	消防署消防課警防係	01267-2-3499	01267-2-2578	8-6-465-3-278	－	
		夜間	消防署消防課警防係	01267-2-3499	01267-2-2578			
	岩見沢地区消防事務組合消防本部	昼間	警防課警防係	0126-22-4302	0126-25-1048	－	－	
		夜間	通信救急課通信係	0126-22-7445	0126-25-1892			
	砂川地区広域消防組合消防本部	昼間	砂川消防署 管理課	0125-54-2196	0125-52-2148	－	－	
		夜間	砂川消防署 管理課	0125-54-2196	0125-52-2148			
	滝川地区広域消防事務組合消防本部	昼間	消防本部通信指令課	0125-74-4824	0125-23-5125	－	－	
		夜間	消防本部通信指令課	0125-74-4824	0125-23-5125			
	深川地区消防組合消防本部	昼間	深川消防署通信指令室	0164-22-2814	0164-22-6216	－	－	
		夜間	深川消防署通信指令室	0164-22-2814	0164-22-6216			
	南空知消防組合消防本部	昼間	消防本部　警防課	0123-72-1835	0123-72-5318	(6477)-3-290	－	
		夜間	消防署　消防課	0123-72-0150	0123-72-6906			
	江別市消防本部	昼間	警防課	011-382-5431	011-382-8061	－	－	
		夜間	管理課指令係	011-384-4634	011-382-8061			
	千歳市消防本部	昼間	警防課	0123-23-0320	0123-22-8850	－	－	
		夜間	救急指令課　指令係	0123-23-3062	0123-27-9999			
	恵庭市消防本部	昼間	消防本部　警防課	0123-33-0999	0123-33-7105	－	－	
		夜間	消防指令センター	0123-33-0993	〃			

北海道緊急消防援助隊地区構成及び連絡先

地区及び構成消防本部 ◎印…代表消防機関代行		連絡先		NTT回線		防災行政無線		地域衛星 通信ネットワーク
				電話	FAX	電話	FAX	
道央地区	北広島市消防本部	昼間	消防本部警防課	011-373-2321	011-373-3611	－	－	
		夜間	消防本部警防課	011-373-9099	011-373-6230			
	石狩北部地区消防事務組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0133-74-5375	0133-74-7130	－	－	
		夜間	消防指令センター	0133-74-5375	0133-74-7130			
	岩内・寿都地方消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0135-62-2403	0135-63-1755	－	－	
		夜間	岩内消防署	0135-62-1141	0135-63-1755			
	羊蹄山ろく消防組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0136-22-2822	0136-22-1367	001-370-3-162	－	
		夜間	消防指令センター	0136-22-1089	0136-22-1367			
	北後志消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0135－23－3759	0135－23－7811	001－378－3550	－	
		夜間	余市消防署通信	0135－23－3711	0135－23－3943			
道北地区	◎ 旭川市消防本部	昼間	警防課	0166-33-9962	0166-33-1191	－	－	
		夜間	指令課	0166-33-9961	0166-33-9905			
	上川北部消防事務組合消防本部	昼間	消防企画課	01654-3-2627	01654-3-2219	－	－	
		夜間	名寄消防署	01654-3-3319	01654-3-3945			
	富良野広域連合消防本部	昼間	警防課	0167-45-1119	0167-45-2660	－		
		夜間	上富良野消防署	0167-45-1119	0167-45-2660			
	大雪消防組合消防本部	昼間	大雪消防組合消防本部	0166-92-2029	0166-92-4472	－	－	
		夜間	大雪消防組合美瑛消防署	0166-92-2029	0166-92-4472			
	士別地方消防事務組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0165-23-4709	0165-23-1719	－	－	
		夜間	通信指令室	0165-23-2619	0165-23-2634			
	増毛町消防本部	昼間	消防署通信指令室	0164-53-2175	0164-53-2486	－	－	
		夜間	消防署通信指令室	0164-53-2175	0164-53-2486			
	留萌消防組合消防本部	昼間	留萌消防署庶務係	0164-42-2211	0164-43-5150	113-157910	－	
		夜間	留萌消防署庶務係	0164-42-2211	0164-43-5150			
	北留萌消防組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0164-62-1220	0164-62-5839	－	－	
		夜間	消防署警防課	0164-62-1246	0164-62-1446			
	稚内地区消防事務組合消防本部	昼間	消防署　警防グループ	0162-23-2176	0162-22-0395	6520-3-590	－	
		夜間	消防署　警防グループ	0162-23-2176	0162-22-0395			
	南宗谷消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0163-62-1421	0163-62-1692	6524-3-91-206	－	
		夜間	枝幸消防署	0163-62-1119	0163-62-1120			
	利尻礼文消防事務組合消防本部	昼間	総務課警防係	0163-84-2742	0163-84-2934	－	－	
		夜間	消防署警防係	0163-84-2119	0163-84-3207			
道東地区	◎ 釧路市消防本部	昼間	警防課	0154-23-4383	0154-22-8204	－	－	
		夜間	通信指令課	0154-22-2150	0154-23-0429			
	北見地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0157-25-1518	0157-25-8155	－	－	
		夜間	通信指令室	0157-24-3311	0157-25-9400			
	網走地区消防組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0152-43-9492	0152-45-1196	6-661-3-490	－	
		夜間	通信指令室	0152-43-2221	0152-45-1119			
	紋別地区消防組合消防本部	昼間	消防署	0158-23-0119	0158-24-3632	6-662-3-335	－	
		夜間	消防署	0158-23-0119	0158-24-3632			
	美幌・津別広域事務組合消防本部	昼間	消防本部ｸﾞﾙｰﾌﾟ警防・救急担当	0152-73-1434	0152-72-0664	－	－	
		夜間	通信指令室	0152-73-1211	0152-73-0911			
	遠軽地区広域組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0158-42-2050	0158-42-2184	－	－	
		夜間	消防署	0158-42-2050	0158-42-2184			
	斜里地区消防組合消防本部	昼間	消防本部	0152-23-3647	0152-23-2494	－	－	
		夜間	消防署	0152-23-2435	0152-23-2494			
	とかち広域消防局	昼間	消防救助課	0155-26-9122	0155-26-9120	－	－	6860-3-5038
		夜間	情報指令課	0155-26-9126	0155-22-9119			6860-3-5038
	釧路北部消防事務組合消防本部	昼間	消防本部消防課	015-482-3276	015-482-1676	－	－	
		夜間	通信指令室	015-482-2073	015-482-4170			
	釧路東部消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0153-52-5113	0153-52-4332	－	－	
		夜間	厚岸消防署	0153-52-5111	〃			
	根室市消防本部	昼間	消防本部	0153-24-3163	0153-23-6211	(6820)-3-2499	－	
		夜間	消防署	0153-24-3164	0153-23-6211			
	根室北部消防事務組合消防本部	昼間	消防本部　警防課	0153-72-9114	0153-72-9174	－	－	
		夜間	中標津消防署	0153-72-2181	0153-72-5222			

別表第3

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
国・道関係	総務省消防庁		昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	90-49013	90-49033	【昼間】048-500-90-49013 【夜間】048-500-90-49102
			夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	90-49102	90-49036	【昼間】048-500-90-49033 【夜間】048-500-90-49036
	北海道危機対策課		昼間	危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	01-11	01-11	001-210-22-577
			夜間	宿直室	011-204-5009	011-231-4314	-	-	001-210-22-729
出動準備都道府県	青森県	消防保安課	昼間	消防保安課	017-734-9086	017-722-4867	02-221	02-229	002-801-810-1-4133
			夜間	防災危機管理課(夜間常駐員)			-		002-801-6021
	岩手県	復興防災部	昼間	消防安全課	019-629-5557	019-629-5174	03-17	03-40	003-111-22-5155
			夜間	宿直室					003-111-21-181
	宮城県	復興・危機管理部	昼間	消防課	022-211-2374	022-211-2378	04-8-2374	04-8-2378	004-220-8-2374
			夜間	防災センター	022-211-2140		04-8-2140		004-220-8-2378
	秋田県	総務部	昼間	総合防災課	018-860-4565	018-824-1190	05-11	05-52	005-100-100569
			夜間						005-100-100600
	山形県	防災くらし安心部	昼間	消防救急課	023-630-2227	023-633-4711	06-1207	06-1209	006-800-1207
			夜間	宿直室	023-630-2754				006-800-1500
	福島県	危機管理部	昼間	消防保安課	024-521-7189	024-521-9829	07-61	07-60	007-200-2631
			夜間	担当携帯	080-6028-8970				007-200-5625
首都直下地震ＡＰ	埼玉県	危機管理防災部	昼間	消防防災課	048-830-8171	048-830-8159	11-6-8171	11-6-8159	【昼間】011-200-6-8171 【夜間】011-200-6-8111
			夜間	システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	11-6-8111	11-6-8119	【昼間】011-200-6-8159 【夜間】011-200-6-8119
	千葉県	防災危機管理部	昼間	防災対策課災害対策室	043-223-2175	043-222-1127	500-7320	500-7298	TN-012-500-7320
			夜間	防災対策課情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110	TN-012-500-7298
	東京都	総合防災部	昼間	防災対策課	03-5388-2456	03-5388-1260	13-72627	13-70013	013-100-70671
			夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	13-70671	13-70023	013-100-70013
	神奈川県	くらし安全防災局防災部	昼間	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	14-3430	-	【平日】014-400-2582 【休日・夜間】014-400-2584～2589
			夜間	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409			-
南海トラフ地震ＡＰ	静岡県	危機管理部	昼間	消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	22-32	22-26	022-100-2073
			夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	22-21		022-100-6250
	愛知県	防災安全局	昼間	消防保安課	052-954-6141	052-954-6913	23-2524	23-4613	023-600-2539 023-600-4613
			夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	23-5250	23-4695	023-600-5250 023-600-4695
	三重県	防災対策部	昼間	消防・保安課	059-224-2108	059-224-2199	24-11	24-11	024-101-8-2108
			夜間	宿直室			24-11	24-11	024-101-8-2199
	和歌山県	総務部危機管理局	昼間	災害対策課	073-441-2262	073-422-7652	30-82262	30-499	030-300-82262
			夜間	防災当直室	073-441-3300	073-431-5776	30-83300	30-499	030-300-499
	徳島県	徳島県消防保安課	昼間	消防保安課	088-621-2284	088-621-2849	36-9356	36-9357	036-211-2284
			夜間	県庁衛視室	088-621-2057	088-624-1063	—	—	036-211-2849
	香川県	危機管理総局	昼間	危機管理課	087-832-3240	087-831-8811	37-2463	37-2479	037-200-5066
			夜間	危機管理課守衛室	087-831-1111	-	37-2435	—	037-200-5802
	愛媛県	県民環境部	昼間	消防防災安全課	089-912-2316	089-941-0119	38-2316	38-2328	038-200-2316
			夜間	防災危機管理課	089-943-6865	089-941-2160	38-2324	38-2328	038-200-2324
	高知県	消防政策課	昼間	消防政策課	088-823-9318	088-823-9253	39-11	39-11	039-800-72-9318
			夜間	危機管理当直室	088-823-9699	088-823-9253	39-11	39-11	039-800-72-9253
	大分県	生活環境部	昼間	消防保安室	097-506-3158	097-533-0930	44-151	44-159	044-200-4-3158
			夜間	宿直	097-506-3152				044-200-4-1750
	宮崎県	危機管理局	昼間	消防保安課	0985-26-7627	0985-26-3130	45-2139	45-2541	045-101-7-2139
			夜間	災害監視室	0985-26-0203	0985-26-7825	45-2777	45-2779	045-101-2541

北海道の登録隊

消防本部名		統括指揮支援隊	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳		救急小隊	後方支援小隊	内訳					通信支援小隊	特殊災害小隊	内訳										特殊装備小隊	内訳										水上小隊	合計	
											救助工作車	津波・大規模風水害対策車			拠点機能形成車	支援車Ⅰ型	資機材搬送車	支援車Ⅱ型	支援車Ⅲ型 人員輸送車	支援車Ⅳ型 機動連絡車	燃料補給車		（毒劇物等対応小隊）特殊災害対応自動車	（毒劇物等対応小隊）大型除染システム搭載車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型化学車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）泡原液搬送車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型化学高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型放水砲搭載ホース延長車	（大規模危険物火災等対応小隊）大容量送水ポンプ車	密閉空間火災等対応小隊		遠距離大量送水小隊	（震災対応特殊車両小隊）震災工作車	（震災対応特殊車両小隊）重機及び重機搬送車	（その他の特殊装備小隊）はしご自動車・屈折はしご自動車	（その他の特殊装備小隊）電源照明車	（その他の特殊装備小隊）大型水槽車	（その他の特殊装備小隊）特別高度工作車	（その他の特殊装備小隊）中型水陸両用車及び搬送車	（その他の特殊装備小隊）小型救助車	水難救助小隊		合計	合計（重複除く）
消防局	札幌市消防局	1	2	1	2		1	1	17	5	(5)		12	4	(1)	(2)			(1)		7	(4)	(1)		(1)					10	(2)		(1)	(3)			(1)		(1)	(2)		63	57
	小計	1	2	1	2		1	1	17	5	(5)		12	4	(1)	(2)			(1)		7	(4)	(1)		(1)				(1)	10	(2)		(1)	(3)			(1)		(1)	(2)		63	57
道西地区	函館市消防本部				1		1		8	1	(1)		3	1		(1)					1	(1)								2				(1)						(1)		18	16
	森町消防本部								1																																	1	1
	八雲町消防本部								1																																	1	1
	長万部町消防本部												1																	1					(1)							2	2
	渡島西部広域事務組合消防本部								4				1								3			(1)	(1)	(1)																8	8
	南渡島消防事務組合消防本部								4				1								3			(1)	(1)	(1)																8	8
	檜山広域行政組合消防本部								3				2																													5	5
	地区内小計				1		1		21	1	(1)		8	1		(1)					7	(1)		(2)	(2)	(2)				3				(1)						(1)		43	41
道南地区	苫小牧市消防本部				1	1			3	2	(1)	(1)	1	1		(1)					6	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	1				(1)								16	15
	室蘭市消防本部								3	1	(1)		1	2		(1)	(1)				3			(1)	(1)	(1)				1				(1)								11	12
	登別市消防本部								4	1	(1)		1																	1				(1)								7	7
	白老町消防本部								1				1	1			(1)																									3	3
	西胆振行政事務組合消防本部								2	1	(1)		1	1			(1)													1					(1)							6	6
	日高東部消防組合消防本部								3				1																													4	4
	日高中部消防組合消防本部								1	1	(1)		1																													3	3
	胆振東部消防組合消防本部								2				1	1		(1)					2					(1)	(1)															6	6
	日高西部消防組合消防本部								2				1	1			(1)																									4	4
	ブロック内小計				1	1			21	6	(5)	(1)	9	7		(3)	(4)				11	(1)		(2)	(2)	(3)	(1)	(1)	(1)	4				(3)		(1)						60	60

消防本部名		統括指揮支援隊	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳		救急小隊	後方支援小隊	内訳					通信支援小隊	特殊災害小隊	内訳											特殊装備小隊	内訳										水上小隊	合計	
											救助工作車	津波・大規模風水害対策車			拠点機能形成車	支援車Ⅰ型	資機材搬送車	支援車Ⅱ型	人員輸送車	支援車Ⅲ型	機動連絡車	支援車Ⅳ型	燃料補給車		（毒劇物等対応小隊）特殊災害対応自動車	（毒劇物等対応小隊）大型除染システム搭載車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型化学車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）泡原液搬送車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型化学高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型放水砲搭載ホース延長車	（大規模危険物火災等対応小隊）大容量送水ポンプ車	（大規模危険物火災等対応小隊）密閉空間火災等対応小隊		遠距離大量送水小隊	（震災対応特殊車両小隊）震災工作車	（震災対応特殊車両小隊）重機及び重機搬送車	（その他の特殊装備小隊）はしご自動車・屈折はしご自動車	（その他の特殊装備小隊）電源照明車	（その他の特殊装備小隊）大型水槽車	（その他の特殊装備小隊）特別高度工作車	（その他の特殊装備小隊）中型水陸両用車及び搬送車	（その他の特殊装備小隊）小型救助車	水難救助小隊		合計	合計（重複除く）
道央地区	小樽市消防本部				1				5	1	(1)		2	1			(1)				1	(1)											1										11	10
	夕張市消防本部																																1										1	1
	美唄市消防本部												1																				2										3	3
	江別市消防本部								2	1	(1)		2	2		(1)		(1)															1										8	8
	三笠市消防本部								1																																		1	1
	千歳市消防本部								3	1	(1)		1	1			(1)																1										7	7
	歌志内市消防本部								1																																		1	1
	恵庭市消防本部									1	(1)		2	1			(1)																										4	4
	北広島市消防本部								1					1																														2	2
	石狩北部地区消防事務組合消防本部								2	1	(1)		2								3					(1)	(1)	(1)					1										9	9
	滝川地区広域消防事務組合消防本部								3	1	(1)		2																														6	6
	南空知消防組合消防本部								1	1	(1)		1	1			(1)																										4	4
	深川地区消防組合消防本部								3				1																														4	4
	岩見沢地区消防事務組合消防本部								4	1	(1)		1	1		(1)																	1										8	8
	砂川地区広域消防組合消防本部								1				1																														2	2
	羊蹄山ろく消防組合消防本部								2				1																														3	3
	岩内・寿都地方消防組合消防本部								3				1																														4	4
	北後志消防組合消防本部								3				1																														4	4
	ブロック内小計				1				35	8	(8)		19	8		(2)	(5)				4	(1)			(1)	(1)	(1)					7					(4)		(3)					82	81

消防本部名		統括指揮支援隊	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	NBC災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳		救急小隊	後方支援小隊	内訳					通信支援小隊	特殊災害小隊	内訳												特殊装備小隊	内訳											水上小隊	合計	
											救助工作車	津波・大規模風水害対策車			支援車Ⅰ型 拠点機能形成車	支援車Ⅱ型 資機材搬送車	支援車Ⅲ型 人員輸送車	支援車Ⅳ型 機動連絡車	燃料補給車			（毒劇物等対応小隊） 特殊災害対応自動車	（毒劇物等対応小隊） 大型除染システム搭載車	（大規模危険物火災等対応小隊） 大型化学車	（大規模危険物火災等対応小隊） 大型高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊） 泡原液搬送車	（大規模危険物火災等対応小隊） 大型化学高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊） 大型放水砲搭載ホース延長車	（大規模危険物火災等対応小隊） 大容量送水ポンプ車	密閉空間火災等対応小隊		遠距離大量送水小隊	（震災対応特殊車両小隊） 震災工作車	（震災対応特殊車両小隊） 重機及び重機搬送車	（その他の特殊装備小隊） はしご自動車・屈折はしご自動車	（その他の特殊装備小隊） 電源照明車	（その他の特殊装備小隊） 大型水槽車	（その他の特殊装備小隊） 特別高度工作車	（その他の特殊装備小隊） 中型水陸両用車及び搬送車	（その他の特殊装備小隊） 小型救助車	水難救助小隊		合計	合計（重複除く）
道北地区	旭川市消防本部				1		1		7	1	(1)		7	2	(1)	(1)				1	2	(2)										1				(1)								23	20
	増毛町消防本部													1			(1)																									1	1
	富良野広域連合消防本部								2	1	(1)		2	1		(1)															1					(1)							7	7
	上川北部消防事務組合消防本部								4	1	(1)		1																														6	6
	士別地方消防事務組合消防本部								2				1	1		(1)																											4	4
	大雪消防組合消防本部								2				1	1			(1)																											4	4
	北留萌消防組合消防本部								3				1																															4	4
	稚内地区消防事務組合消防本部								2				1	1			(1)														1				(1)								5	5
	利尻礼文消防事務組合消防本部								1				2	1				(1)													1					(1)							5	5
	南宗谷消防組合消防本部								2				1																														3	3
	留萌消防組合消防本部								1				1																															2	2
	ブロック内小計				1		1		26	3	(3)		18	8	(1)	(3)	(3)	(1)		1	2	(2)										12				(2)		(2)						64	61
道東地区	釧路市消防本部				1				5	1	(1)		4	2		(1)	(1)				2	(1)				(1)																	15	14
	根室市消防本部								2					1				(1)																										3	3
	とかち広域消防局								11	2	(2)		10	1		(1)															1				(1)								25	25
	遠軽地区広域組合消防本部								3				1																														4	4
	美幌・津別広域事務組合消防本部								1				1																														2	2
	網走地区消防組合消防本部								3				1																														4	4
	北見地区消防組合消防本部								4	1	(1)		2	3	(1)	(1)	(1)																										10	10
	根室北部消防事務組合消防本部								2	1	(1)		2																														5	5
	斜里地区消防組合消防本部								2				1																														3	3
	紋別地区消防組合消防本部								1				1																														2	2
	釧路北部消防事務組合消防本部								2				1	1		(1)														1				(1)								5	5
	釧路東部消防組合消防本部								1				3																														4	4
	ブロック内小計				1				37	5	(5)		27	8	(1)	(4)	(2)	(1)			2	(1)				(1)					2				(1)		(1)						82	81
合計		1	2	1	7	1	3	1	157	28			93	36						1	33										38												394	381

※航空小隊等は除く。

別表第５

北海道大隊の標準的な隊編成【地震災害等】

・　国家的な非常災害以外の災害においては、統合機動部隊、各地区の陸上隊が出動するものとする。
・　特別編成陸上隊は、国家的な非常災害において特別に編成を行い、出動するものとする。
・　要請内容や被災地の状況等に応じて、この表に載せていない車両・小隊（特殊装備小隊等）を追加で出動（又は乗換えて出動）させるなど、出動車両を柔軟に変更・調整する。

消防本部名		（兼）都道府県大隊指揮隊 統合機動部隊指揮隊	地区指揮隊	災害即応部隊指揮隊 エネルギー・産業基盤	消火小隊	救助小隊	内訳		救急小隊	後方支援小隊	内訳					通信支援小隊	特殊災害小隊	内訳							特殊装備小隊	内訳					合計
							救助工作車	津波・大規模風水害対策車			支援車Ⅰ型 拠点機能形成車	支援車Ⅱ型 資機材搬送車	支援車Ⅲ型 人員輸送車	支援車Ⅳ型 機動連絡車	燃料補給車			（大規模危険物火災等対応小隊） 大型化学車	（大規模危険物火災等対応小隊） 大型高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊） 泡原液搬送車	（大規模危険物火災等対応小隊） 大型化学高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊） 大型放水砲搭載ホース延長車	（大規模危険物火災等対応小隊） 大容量送水ポンプ車			（震災対応特殊車両小隊） 震災工作車	（震災対応特殊車両小隊） 重機及び重機搬送車	（その他の特殊装備小隊） 中型水陸両用車及び搬送車			
統合機動部隊	札幌市消防局	1			2	2	(2)		2	5	(1)	(2)	(1)		(1)															12
	旭川市消防本部															1														1
	小　計	1			2	2	(2)		2	5	(1)	(2)	(1)		(1)	1														13
札幌市消防局					5				2	1		(1)																	8
各地区の陸上隊	道西地区 函館市消防本部		1		2	1	(1)		1	3		(3)																	8
	森町消防本部				1																								1
	八雲町消防本部				1																								1
	長万部町消防本部								1																				1
	渡島西部広域事務組合消防本部				1				1	1		(1)																	3
	南渡島消防事務組合消防本部				2				1	1		(1)																	4
	檜山広域行政組合消防本部				1				1																				2
	小　計		1		8	1	(1)		5	5		(5)																	20
	道南地区 苫小牧市消防本部		1		1					1		(1)																	3
	胆振東部消防組合消防本部				1				1																				2
	白老町消防本部				1					1		(1)																	2
	室蘭市消防本部				2					1			(1)																3
	登別市消防本部					1	(1)																						1
	西胆振行政事務組合消防本部					1	(1)			1			(1)																2
	日高中部消防組合消防本部				1				1																				2
	日高東部消防組合消防本部				1				1																				2
	日高西部消防組合消防本部				1				1																				2
	小　計		1		8	2	(2)		4	4		(2)	(2)																19

消防本部名			（兼）都道府県大隊統合機動部隊　指揮隊	地区指揮隊	災害即応部隊エネルギー・産業基盤　指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳		救急小隊	後方支援小隊	内訳					通信支援小隊	特殊災害小隊	内訳						特殊装備小隊	内訳				合計
								救助工作車	津波・大規模風水害対策車			支援車Ⅰ型拠点機能形成車	支援車Ⅱ型資機材搬送車	支援車Ⅲ型人員輸送車	支援車Ⅳ型機動連絡車	燃料補給車			（大規模危険物火災等対応小隊）大型化学車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）泡原液搬送車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型化学高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型放水砲搭載ホース延長車	（大規模危険物火災等対応小隊）大容量送水ポンプ車		（震災対応特殊車両小隊）震災工作車	（震災対応特殊車両小隊）重機及び重機搬送車	（その他の特殊装備小隊）中型水陸両用車及び搬送車		
各地区の陸上隊	道央地区	小樽市消防本部		1		2	1	(1)			1			(1)																5
		夕張市消防本部																												
		美唄市消防本部								1																				1
		江別市消防本部				1	1	(1)		1	1		(1)																	4
		三笠市消防本部				1																								1
		千歳市消防本部				1																								1
		歌志内市消防本部				1																								1
		恵庭市消防本部								1	1			(1)																2
		北広島市消防本部				1					1			(1)																2
		石狩北部地区消防事務組合消防本部				1	1	(1)		1																				3
		滝川地区広域消防事務組合消防本部				1	1	(1)																						2
		南空知消防組合消防本部				1	1	(1)		1	1			(1)																4
		深川地区消防組合消防本部				1				1																				2
		岩見沢地区消防事務組合消防本部					1	(1)			1		(1)																	2
		砂川地区広域消防組合消防本部				1				1																				2
		羊蹄山ろく消防組合消防本部				1				1																				2
		岩内・寿都地方消防組合消防本部				1				1																				2
		北後志消防組合消防本部				1				1																				2
		小　計		1		15	6	(6)		10	6		(2)	(4)																38

消防本部名		（兼）都道府県大隊　統合機動部隊　指揮隊	地区指揮隊	災害即応部隊　指揮隊　エネルギー・産業基盤	消火小隊	救助小隊	内訳		救急小隊	後方支援小隊	内訳					通信支援小隊	特殊災害小隊	内訳							特殊装備小隊	内訳					合計
							救助工作車	津波・大規模風水害対策車			支援車Ⅰ型　拠点機能形成車	支援車Ⅱ型　資機材搬送車	支援車Ⅲ型　人員輸送車	支援車Ⅳ型　機動連絡車	燃料補給車			（大規模危険物火災等対応小隊）　大型化学車	（大規模危険物火災等対応小隊）　大型高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）　泡原液搬送車	（大規模危険物火災等対応小隊）　大型化学高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）　大型放水砲搭載ホース延長車	（大規模危険物火災等対応小隊）　大容量送水ポンプ車		特殊装備小隊	（震災対応特殊車両小隊）　震災工作車	（震災対応特殊車両小隊）　重機及び重機搬送車	（その他の特殊装備小隊）　中型水陸両用車及び搬送車			
各地区の陸上隊	道北地区																													
		旭川市消防本部		1		3	1	(1)		2	3	(1)	(1)	(1)																	10
		富良野広域連合消防本部				1				1	1		(1)																		3
		上川北部消防事務組合消防本部				1	1	(1)		1																					3
		士別地方消防事務組合消防本部				1				1	1	(1)																			3
		大雪消防組合消防本部				1				1	1			(1)																	3
		北留萌消防組合消防本部				1				1																					2
		稚内地区消防事務組合消防本部				1																									1
		南宗谷消防組合消防本部				1																									1
		留萌消防組合消防本部				1																									1
		小　計		1		11	2	(2)		7	6	(2)	(2)	(2)																	27
	道東地区																													
		釧路市消防本部		1		2	1	(1)		1	2		(1)	(1)																	7
		根室市消防本部				1																									1
		とかち広域消防局				5	1	(1)		4	1		(1)																		11
		遠軽地区広域組合消防本部				1				1																					2
		美幌・津別広域事務組合消防本部				1				1																					2
		網走地区消防組合消防本部				1				1																					2
		北見地区消防組合消防本部				1					1	(1)																			2
		根室北部消防事務組合消防本部				1				1																					2
		斜里地区消防組合消防本部								1																					1
		紋別地区消防組合消防本部				1				1																					2
		釧路北部消防事務組合消防本部				1				1																					2
		釧路東部消防組合消防本部				1				1																					2
		小　計		1		16	2	(2)		13	4	(1)	(2)	(1)																	36
陸上隊　合計（統合機動部隊含む）		**1**	**5**		**65**	**15**	**(15)**		**43**	**31**	**(4)**	**(16)**	**(10)**		**(1)**	**1**															**161**

消防本部名		（兼）都道府県大隊統合機動部隊　指揮隊	地区指揮隊	災害即応部隊エネルギー・産業基盤　指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳		救急小隊	後方支援小隊	内訳					通信支援小隊	特殊災害小隊	内訳						特殊装備小隊	内訳				合計
							救助工作車	津波・大規模風水害対策車			支援車Ⅰ型拠点機能形成車	支援車Ⅱ型資機材搬送車	支援車Ⅲ型人員輸送車	支援車Ⅳ型機動連絡車	燃料補給車			（大規模危険物火災等対応小隊）大型化学車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）泡原液搬送車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型化学高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型放水砲搭載ホース延長車	（大規模危険物火災等対応小隊）大容量送水ポンプ車		（震災対応特殊車両小隊）震災工作車	（震災対応特殊車両小隊）重機及び重機搬送車	（その他の特殊装備小隊）中型水陸両用車及び搬送車		
特別編成陸上隊	札幌市消防局				10	3			8																				21
道西地区	函館市消防本部				2				1																				3
	南渡島消防事務組合消防本部				2																								2
	檜山広域行政組合消防本部				1																								1
	小　計				5				1																				6
道南地区	苫小牧市消防本部			1												2						(1)	(1)						3
	胆振東部消防組合消防本部									1		(1)																	1
	室蘭市消防本部					1	(1)																						1
	登別市消防本部				1																								1
	小　計			1	1	1	(1)			1		(1)				2						(1)	(1)						6
道央地区	小樽市消防本部				3				2																				5
	江別市消防本部				1				1	1			(1)																3
	千歳市消防本部				1																								1
	恵庭市消防本部					1			1																				2
	滝川地区広域消防事務組合消防本部				1				1																				2
	羊蹄山ろく消防組合消防本部				1																								1
	小　計				7	1			5	1			(1)																14

消防本部名			（兼）都道府県大隊統合機動部隊　指揮隊	地区指揮隊	災害即応部隊エネルギー・産業基盤　指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳		救急小隊	後方支援小隊	内訳					通信支援小隊	特殊災害小隊	内訳						特殊装備小隊	内訳					合計
								救助工作車	津波・大規模風水害対策車			支援車Ⅰ型拠点機能形成車	支援車Ⅱ型資機材搬送車	支援車Ⅲ型人員輸送車	支援車Ⅳ型機動連絡車	燃料補給車			（大規模危険物火災等対応小隊）大型化学車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）泡原液搬送車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型化学高所放水車	（大規模危険物火災等対応小隊）大型放水砲搭載ホース延長車	（大規模危険物火災等対応小隊）大容量送水ポンプ車		（震災対応特殊車両小隊）震災工作車	（震災対応特殊車両小隊）重機及び重機搬送車	（その他の特殊装備小隊）中型水陸両用車及び搬送車			
特別編成陸上隊	道北地区	旭川市消防本部				1				1																				2
		増毛町消防本部									1			(1)																1
		富良野広域連合消防本部				1																								1
		北留萌消防組合消防本部				1																								1
		稚内地区消防事務組合消防本部				1																								1
		利尻礼文消防事務組合消防本部								1	1				(1)															2
		南宗谷消防組合消防本部								1																				1
		小　計				4				3	2			(1)	(1)															9
	道東地区	釧路市消防本部				1				1																				2
		美幌・津別広域事務組合消防本部				1				1																				2
		遠軽地区広域組合消防本部				1																								1
		釧路北部消防事務組合消防本部								1																				1
		北見地区消防組合消防本部				1	1	(1)		1	1	(1)																		4
		小　計				4	1	(1)		4	1	(1)																		10
特別編成陸上隊　合計					**1**	**31**	**6**	**(2)**		**21**	**5**	**(1)**	**(1)**	**(2)**	**(1)**			**2**					**(1)**	**(1)**							**66**

北海道大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】

この表は、標準的な北海道大隊（風水害）の編成及び携行資機材の割当てであり、要請内容や被災地の状況等に応じて出動車両及び携行資機材を変更・調整する。

消防本部名			（兼）都道府県大隊 指揮隊 統合機動部隊 指揮隊	地区指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳 救助工作車	内訳 水槽車・ポンプ車	内訳 津波・大規模風水害対策車	内訳 支援車Ⅱ型 資機材搬送車	内訳 人員輸送車に乗り合わせ各地区の隊（消火・救助）	内訳 水難救助隊	救急小隊	後方支援小隊	内訳 拠点機能形成車	内訳 支援車Ⅰ型 資機材搬送車	内訳 支援車Ⅱ型 人員輸送車	内訳 支援車Ⅲ型 機動連絡車	内訳 支援車Ⅳ型 燃料補給車	内訳 高機能救命ボート搬送隊	内訳	内訳	通信支援小隊	特殊装備小隊	内訳 遠距離大量送水小隊	内訳 （震災対応特殊車両小隊）重機及び重機搬送車	内訳 （その他の特殊装備小隊）中型水陸両用車及び搬送車	内訳 （その他の特殊装備小隊）小型救助車
基本編成部隊（一次・二次出動）	統合機動部隊	札幌市消防局	1		2	2	(2)	(2)					2	5	(1)	(2)	(1)		(1)									
		旭川市消防本部																				1						
	土砂風水害対応隊	札幌市消防局			1			(1)						1						(1)			2			(1)		(1)
		苫小牧市消防本部				1			(1)																			
		函館市消防本部				1						(1)		1						(1)								
		小樽市消防本部												1			(1)											
		小　計	1		3	4	(2)	(3)	(1)			(1)	2	8	(1)	(2)	(2)		(1)	(2)			1	2			(1)		(1)
地区編成部隊	道西地区（一次出動）	函館市消防本部		1		1	(1)							2		(2)												
		八雲町消防本部			1			(1)																				
		森町消防本部			1			(1)																				
		檜山広域行政組合消防本部											1															
		南渡島消防事務組合消防本部			1			(1)																				
		渡島西部広域事務組合消防本部												1			(1)											
		小　計		1	3	1	(1)	(3)					1	3		(2)	(1)											
	道南地区（一次出動）	苫小牧市消防本部		1										1		(1)												
		胆振東部消防組合消防本部			1			(1)																				
		白老町消防本部																										
		室蘭市消防本部												1			(1)											
		登別市消防本部				1					(1)																	
		西胆振行政事務組合消防本部												1			(1)											
		日高中部消防組合消防本部			1						(1)																	
		日高東部消防組合消防本部											1															
		日高西部消防組合消防本部			1						(1)																	
		小　計		1	3	1		(1)			(3)		1	3		(1)	(2)											

水害・土砂災害資機材共通					水害用資機材　※1 ボート等					土砂災害用資機材								
個人装備品	救命胴衣（要救助者用）	投光器（現場活動用）	発電機（現場活動用）	指揮隊用テント・机等	高機能救命ボート	ゴムボート（船外機有）	ゴムボート（手こぎ）	水上オートバイ	潜水器具一式	高度救助用器具　一式 ※2	救助用支柱器具等　一式	チェーンソー	チェーンソー（根切り）	スコップ	ゾンデ棒	てみ	バール	のこぎり
※　救命胴衣、胴長靴、ゴム手袋等の個人が装着する装備品は各消防本部で持参	※　救命胴衣の予備があれば要救助者用に持参	5	5	1	1	1			5	1	1	5	2	25	10		5	5
		5	3	1	1	1			4	1	1	3	1	20	10	5	10	10
		1	1									1		4				4
		1	1									1		10				
		1	1			1	1		3		1	1		10			1	1
		2	1											2			2	1
		10	7	1	1	2	1		7	1	2	6	1	46	10	5	13	16
		4	3	1		1	1				1	3		10	5		5	2
		1	1	1		1						1		5			1	1
		1	1									1		4			3	2
		3	3									3		3			3	3
		1	1	1		1	1					5		5	5		5	5
		2	2	1		1						1		20	5	3	5	5
		1	1				1					1		10				
		4	3			1			6			3		12			4	3
		1	1									1		5			1	1
		18	16	4		5	3		6		1	19		74	15	3	27	22

消防本部名		（兼）都道府県大隊統合機動部隊 指揮隊	地区指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳 救助工作車	水槽車・ポンプ車	津波・大規模風水害対策車	支援車Ⅱ型 資機材搬送車	人員輸送車に乗り合わせ各地区の隊（消火・救助）	水難救助隊	救急小隊	後方支援小隊	内訳 支援車Ⅰ型 拠点機能形成車	支援車Ⅱ型 資機材搬送車	支援車Ⅲ型 人員輸送車	支援車Ⅳ型 機動連絡車	燃料補給車	高機能救命ボート搬送隊			通信支援小隊	特殊装備小隊	内訳 遠距離大量送水小隊	（震災対応特殊車両小隊）	（震災対応特殊車両小隊）重機及び重機搬送車	（その他の特殊装備小隊）中型水陸両用車及び搬送車	（その他の特殊装備小隊）小型救助車
地区編成部隊	道央地区（一次出動）																										
	小樽市消防本部		1																								
	千歳市消防本部			1						(1)																	
	滝川地区広域消防事務組合消防本部											1															
	岩見沢地区消防事務組合消防本部			1						(1)			1		(1)												
	江別市消防本部			1						(1)			1		(1)												
	南空知消防組合消防本部												1			(1)											
	石狩北部地区消防事務組合消防本部				1	(1)																					
	小　計		1	3	1	(1)				(3)		1	3		(2)	(1)											
	一次出動隊合計	1	3	12	7	(4)	(7)	(1)		(6)	(1)	5	17	(1)	(7)	(6)		(1)	(2)			1	2			(1)		(1)
	道北地区（二次出動）																										
	旭川市消防本部		1		1	(1)							4	(1)		(3)											
	上川北部消防事務組合消防本部			1								1															
	稚内地区消防事務組合消防本部			1			(1)																				
	富良野広域連合消防本部			1			(1)																				
	士別地方消防事務組合消防本部			1			(1)																				
	小　計		1	4	1	(1)	(3)					1	4	(1)		(3)											
	道東地区（二次出動）																										
	釧路市消防本部		1		1	(1)							1			(1)											
	とかち広域消防局			2			(2)					1															
	北見地区消防組合消防本部			1			(1)						1	(1)													
	小　計		1	3	1	(1)	(3)					1	2	(1)		(1)											
	二次出動隊合計	1	2	10	6	(4)	(9)	(1)			(1)	4	14	(3)	(2)	(6)		(1)	(2)			1	2			(1)		(1)
大隊合計		1	5	19	9	(6)	(13)	(1)		(6)	(1)	7	23	(3)	(7)	(10)		(1)	(2)			1	2			(1)		(1)

水害・土砂災害資機材共通					水害用資機材 ※1					土砂災害用資機材									
個人装備品	救命胴衣（要救助者用）	投光器（現場活動用）	発電機（現場活動用）	指揮隊用テント・机等	ボート等 高機能救命ボート	ボート等 ゴムボート（船外機有）	ボート等 ゴムボート（手こぎ）	水上オートバイ	潜水器具一式	高度救助用器具　一式 ※2	救助用支柱器具等　一式	チェーンソー	チェーンソー（根切り）	スコップ	ゾンデ棒	てみ	バール	のこぎり
※救命胴衣、胴長靴、ゴム手袋等の個人が装着する装備品は各消防本部で持参	※救命胴衣の予備があれば要救助者用に持参																	
		1	1									2		5	5		3	5
		1	1									1		5	5		1	
		1	1			1						1		10	5		1	4
		3	3			1						2		14	12		5	5
		3	2			1					1	2		9	5		2	2
		9	8			3					1	8		43	32		12	16
		5	4	2			1			1	1	2		21	20		5	4
		1	1	1								1		5	10		1	1
		1	1									1		5			1	1
		10	4	2		2	1					6		148	22		5	6
		1	5	3		1						1		10			5	
		18	15	8		3	2			1	1	11		189	52		17	12
		3	3				1		6	1	1	2		10	10		4	8
		76	18	9		11	9				6	37		708	46	4	78	72
		1	1				1		5		1	1	1	5	5		2	5
		80	22	9		11	11		11	1	8	40	1	723	61	4	84	85
		130	66	22	1	23	16		22	3	12	83	3	1054	170	7	145	140

※1　活動が土砂災害に限定される場合、水害用資機材は持参しない。

※2　画像探索機、地中音響探知機、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置等

○　地区別・車種区分別車両出動台数及び人員

地区名等			車種区分 大型車	車種区分 普通車	人　員
基本編成部隊（一次、二次）			17	3	64
地区編成部隊	一次	道西地区	6	2	29
		道南地区	7	2	31
		道央地区	7	2	31
	二次	道北地区	9	2	35
		道東地区	6	2	29
合　計			52	13	219

○基本的な出動イメージ（現場活動１２日間）

一次出動隊
基本編成、道西、　道南、道央

一次出動隊交代部隊
同左

二次出動隊
基本編成、道北、道東

二次出動隊交代部隊
同左

○出動5日間（移動2日＋活動3日）とし、一次出動隊は、同交代部隊の出動を担った後、地区編成部隊（道北、道東）による二次出動隊が引き継ぐ。基本編成部隊は出動を継続する。

別表第７

北海道大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材【共通】

・派遣要請の種別及び派遣規模に応じて、各地区が保有する車両・資機材から選定して出動する。（国家的な非常災害を含む。）

消防本部名			後方支援車両						後方支援資機材																備考
			支援車Ⅰ型 拠点機能形成車	支援車Ⅱ型 資機材搬送車	支援車Ⅲ型 人員輸送車	支援車Ⅳ型 機動連絡車	燃料補給車	大型除染システム搭載車	エアーテント（６人用）	エアーテント（８人用）	クイックテント・タープ	シュラフ	簡易ベッド	発電機	照明器具	コードリール	暖房器具	冷房器具	簡易トイレ	椅子	テーブル	リアカー	ガスコンロカセットコンロ	調理器具（鍋・ヤカン）	
統合機動部隊	札幌市消防局		1	3			1		4	9	2	73	53	11	9	1	4	4	11	20	9	8	2	4	高機能エアーテント２張（R4年度）
	旭川市消防本部																								
	小　計		1	3			1		4	9	2	73	53	11	9	1	4	4	11	20	9	8	2	4	
各地区の陸上隊	道西地区	函館市消防本部		1						3	4	70	57	4	4	4	5	3	3	17	2	3	6	9	
		道西地区内消防本部								4		22	14	10	7	13	7	1		10	2	3	2	2	
		小　計		1						7	4	92	71	14	11	17	12	4	3	27	4	6	8	11	
	道南地区	苫小牧市消防本部		1						5		32	32	5	4	4	5	5	4	16	4	4	9	7	
		胆振東部消防組合消防本部		1					1			10	10	1	1	1	1		1	10	2		4	1	
		白老町消防本部		1								9	2	1	5	1			1	3	1		1	1	
		室蘭市消防本部		1	1					1		13	13	3	1	1	1		4		1	1	1	1	
		登別市消防本部								1		15	15	1	1	1	1	1	2	8	3	3			
		西胆振行政事務組合消防本部			1					1		10	10	1	1	1	1		1	10	2		2	1	
		日高中部消防組合消防本部							1			8	5	2	1	1	2			5	2	1	3	1	
		日高東部消防組合消防本部							1			7	6	2	1	1	1			6	2	1	2	2	
		日高西部消防組合消防本部			1				1			20	20	1	1	1				5	1		1	1	
		小　計		4	3				4	8		124	113	17	16	12	12	6	13	63	18	10	23	15	

消防本部名			後方支援車両						後方支援資機材																	備　考
			拠点機能形成車	支援車Ⅰ型	資機材搬送車	支援車Ⅱ型	人員輸送車	支援車Ⅲ型	機動連絡車	支援車Ⅳ型	燃料補給車	大型除染システム搭載車	エアーテント（６人用）	エアーテント（８人用）	クイックテント・タープ	シュラフ	簡易ベッド	発電機	照明器具	コードリール	暖房器具	冷房器具	簡易トイレ	椅子	テーブル	リアカー	ガスコンロカセットコンロ	調理器具（鍋・ヤカン）	
各地区の陸上隊	道央地区	小樽市消防本部			1								2	4	18	18	1	2	2	1	1	2	15	3	2	3	4	
		千歳市消防本部		1									1															
		滝川地区広域消防事務組合消防本部																										
		岩見沢地区消防事務組合消防本部		1									2		29	14	2	2	2	2	2	1	5	1	2	3	3	
		夕張市消防本部												1	5	5	1	1	1				5	1	1	1	1	
		美唄市消防本部											1		5	5	1	1	1	1		1	10		1	1	1	
		歌志内市消防本部													5	5	1	1	1			1		1		1	1	
		砂川地区広域消防組合消防本部											1		6	5	1	1	1	1	1	2	4	2		2	2	
		江別市消防本部		1				1					2		12	15					1	1	15			2	3	
		三笠市消防本部												1	7	7										6	6	
		深川地区消防組合消防本部												1	10	5		5					5	2		2	4	
		恵庭市消防本部			1										5	5	2	2	2	1				1	1	1	1	
		岩内・寿都地方消防組合消防本部												1	5	5	1	1	1			1	5	1		1	1	
		羊蹄山ろく消防組合消防本部												1	5	5	1	1	1				5	1		1	1	
		北後志消防組合消防本部													5	6	6	1	9	1			5	1	1			
		南空知消防組合消防本部			1								1	2	10	10	1		1	1	1		5	1		3	1	
		石狩北部地区消防事務組合消防本部													5	5		2		1		3	5	1		1	1	
		北広島市消防本部											1		11	8	1	2	3	2		7	5	1	1	1	3	
		小　計		3	3	1							11	11	143	123	19	22	25	11	6	19	89	17	9	29	33	

消防本部名			後方支援車両						後方支援資機材																	備　考
			拠点機能形成車	支援車Ⅰ型	資機材搬送車	支援車Ⅱ型	人員輸送車	支援車Ⅲ型	機動連絡車	支援車Ⅳ型	燃料補給車	大型除染システム搭載車	エアーテント（６人用）	エアーテント（８人用）	クイックテント・タープ	シュラフ	簡易ベッド	発電機	照明器具	コードリール	暖房器具	冷房器具	簡易トイレ	椅子	テーブル	リアカー	ガスコンロカセットコンロ	調理器具（鍋・ヤカン）	
各地区の陸上隊	道北地区	旭川市消防本部	1	1									3	5	7	52	32	4	2	9	4	4	9	20	5	2	5	5	
		留萌消防組合消防本部														5	5	1	1	1	1			5	1		1	1	
		上川北部消防事務組合消防本部											1			6	6	1		1	1		10	6	1		1	1	
		稚内地区消防事務組合消防本部											1		1	10	5	1	1	1	1		1	2	1		1	1	
		富良野広域連合消防本部			1								1		1	24	16	3	13	12	1			3	6		6	7	
		士別地方消防事務組合消防本部			1									1		10	10	3	7	1	2	2	1	7	2	1	2	9	
		増毛町消防本部					1								1	3	2	2		2				5	1		1	1	
		大雪消防組合消防本部					1								4	10	10		2					10	2		1		
		北留萌消防組合消防本部													3	5	5	2	2	1				5	2		3	3	
		南宗谷消防組合消防本部											1	1	1	13	8	1	1	1	2		1	5	1		1	1	
		利尻礼文消防事務組合消防本部												1	1	4	4	1	1	1	1		1	4	1	2	2	2	
		小　計	1		3		2						7	8	19	142	103	19	30	30	13	6	23	72	23	5	24	31	

消防本部名			後方支援車両						後方支援資機材																		備　考
			拠点機能形成車	支援車Ⅰ型	資機材搬送車	支援車Ⅱ型	人員輸送車	支援車Ⅲ型	機動連絡車	支援車Ⅳ型	燃料補給車	大型除染システム搭載車	エアーテント（６人用）	エアーテント（８人用）	クイックテント・タープ	シュラフ	簡易ベッド	発電機	照明器具	コードリール	暖房器具	冷房器具	簡易トイレ	椅子	テーブル	リアカー	ガスコンロカセットコンロ	調理器具（鍋・ヤカン）	
各地区の陸上隊	道東地区	釧路市消防本部			1								4		32	32	4	16	4	4	4	4	10		4	3	3	
		とかち広域消防局		1									1	7	24	44	50	89	27	113	17	27	12	39	11	11	20	39	
		北見地区消防組合消防本部	1	1	1										4	98	100	4	4	6	8	8	10	25	25		2	4	
		釧路北部消防事務組合消防本部		1										1		7	7	1	1	1	1			5	1	1	1	1	
		根室市消防本部							1							7	7	1	1	1				7	1		1	2	
		美幌・津別広域事務組合消防本部		1	3											5		1	1				1				2	3	
		紋別地区消防組合消防本部		1												6	6	1	2	2	2		1				1	1	
		網走地区消防組合消防本部		1										1		33	19	2	12	2	2		2	10	3		2	6	
		根室北部消防事務組合消防本部		1										1		13	9				4		4				2	7	
		遠軽地区広域組合消防本部												2	2	14	9	1	1	1	2		2	10	2		2	1	
		斜里地区消防組合消防本部											1		1	10	5	1	1	2	1		1	5	2	1	2	3	
		釧路東部消防組合消防本部													2	9	9	3	3	3	3		10	6	1	1	4	5	
		小　計	1	7	5	1							2	16	33	278	253	108	69	135	44	39	47	117	46	18	42	75	
合　計			**3**	**21**	**13**	**2**	**1**						**17**	**59**	**69**	**852**	**716**	**188**	**157**	**220**	**96**	**65**	**116**	**388**	**117**	**56**	**128**	**169**	

別表第８－１

北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成

消防本部名	指揮隊	特殊災害中隊						消火中隊	特殊装備中隊				通信支援小隊	後方支援小隊	水上小隊
		大容量送水ポンプ車	大型放水砲搭載ホース延長車	大型化学車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	化学消防ポンプ自動車	遠距離送水用ポンプ車	ホース延長車	はしご車	屈折はしご車			
苫小牧市消防本部	1	1	1												
南渡島消防事務組合消防本部				※1	※1	※1	※1								
室蘭市消防本部															
石狩北部地区消防事務組合消防本部															
渡島西部広域事務組合消防本部															
胆振東部消防組合消防本部															
札幌市消防局								1							
千歳市消防本部								1							

※１　特殊災害中隊（大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車）の出動隊は、別表第８－２の輪番により出動する。
※２　特殊装備小隊、通信支援小隊、後方支援小隊及び水上小隊については、必要に応じて全道の消防本部（局）から選定することとし、派遣時に調整する。

別表第８－２

北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊（特殊災害中隊）の編成

消防本部名	輪番順	特殊災害中隊			
		大型化学車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車
室蘭市消防本部	令和６年度	1	1	1	
南渡島消防事務組合消防本部	令和７年度	1	1	1	
渡島西部広域事務組合消防本部	令和８年度	1	1	1	
石狩北部地区消防事務組合消防本部	令和９年度	1	1	1	
胆振東部消防組合消防本部	令和10年度			1	1

出動消防本部のバックアップ順位				
①	②	③	④	⑤
胆振東部消防組合	石狩北部地区消防事務組合	南渡島消防事務組合	渡島西部広域事務組合	苫小牧市
渡島西部広域事務組合	室蘭市	胆振東部消防組合	石狩北部地区消防事務組合	苫小牧市
南渡島消防事務組合	室蘭市	胆振東部消防組合	石狩北部地区消防事務組合	苫小牧市
胆振東部消防組合	室蘭市	南渡島消防事務組合	渡島西部広域事務組合	苫小牧市
室蘭市	石狩北部地区消防事務組合	南渡島消防事務組合	渡島西部広域事務組合	苫小牧市

※隊員数については車両運用上、必要な数とする。
※令和10年度以降については、変更等が無い限り上記輪番表を繰り返すものとする。
※部隊が出動した場合、出動消防本部が管轄する市町村のバックアップは表中右欄とする。

別表第９

札幌市消防局、函館市消防本部、旭川市消防本部ＮＢＣ災害即応部隊の編成

消防本部名	指揮隊	検知・救助隊		除染隊			後方支援中隊（後方支援小隊）		その他必要な車両			
		特殊災害対応自動車	救助工作車	大型除染システム搭載車	資機材搬送車	水槽付消防ポンプ自動車	支援車等	燃料補給車	資機材搬送車	広報車		
札幌市消防局	1	1	1	1	2				1			
函館市消防本部	1		1		1	1				1		
旭川市消防本部	1		1		1	1						

別表第10

北海道土砂・風水害機動支援部隊の編成

消防本部名	指揮隊	救助中隊（救助小隊）		特殊装備中隊（特殊装備小隊）			後方支援中隊（後方支援小隊）			その他必要な車両		
		津波・大規模風水害対策車	救助工作車	重機及び重機搬送車	水陸両用車及び搬送車	小型救助車	支援車等	燃料補給車	資機材搬送車	水槽付消防ポンプ自動車（重機支援）	水槽付消防ポンプ自動車（水難活動支援）	
札幌市消防局	1		2	1		1	1	1	2	1	2	
苫小牧市消防本部		1										

地震等の出動等に係る取決め

○　地震災害時に出動等の対象となる事象（アクションプラン適用災害は除く。）

災害発生都道府県	隊種別	災害種別							
		地　震						大津波警報	
		最大震度７		最大震度６強（東京都特別区６弱）		最大震度６弱（政令市等５強）			
		複数県	１県	複数県	１県	複数県	１県	複数県	１県
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 （北海道大隊が出動準備都道府県大隊となる対象の都道府県）	統合機動部隊	迅速出動 ※1	（準備）	迅速出動 ※1		（準備）		（準備）	
	大　隊			（準備）					

※1　地震の震央が海域の場合は、迅速出動は行わず出動準備を行う。

＜参考＞表の見方（地震災害時に出動等の対象となる事象）
・地震時の「災害発生都道府県」は、震央が陸域の場合は震央管轄都道府県、震央が海域の場合は最大震度都道府県で読む。
・地震時の「複数県」・「１県」の判断は、震度６弱（政令市等については震度５強）以上を観測した都道府県の数で行う。
（例1）A県で震度７、E県で震度５強（E県内の政令市：震度５強）を観測　→　最大震度７・複数県　の上段（第１次出動都道府県大隊）の欄を確認する。
（例2）E県で震度７、A県で震度６強を観測　→　最大震度７・複数県　の下段（出動準備都道府県大隊）の欄を確認する。

○　アクションプラン適用時における応援先都県

アクションプランの種別	応援編成の区分	応援先都県	集結場所	集結場所 担当消防本部	進出拠点
＜首都直下地震＞ 1　本アクションプランは、東京23 区の区域において震度６強以上が観測された場合に適用する。 2 上記１の条件を満たす地震が発生した場合のほか、表１に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。	即時応援	東京都	函館港 小樽港 苫小牧東港 苫小牧西港 ※上記のうち指定するフェリーターミナル（決定後連絡）	函館市消防本部 小樽市消防本部 苫小牧市消防本部	佐野ＳＡ 守谷ＳＡ 三芳ＰＡ
＜南海トラフ地震＞ 1　本アクションプランは、具体計画に基づき、発生した地震の震央地名が、下表に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。 想定震源断層域と重なる震央地名 山梨県中・西部 / 長野県南部 / 静岡県東部 / 静岡県中部 / 静岡県西部 駿河湾 / 駿河湾南方沖 / 新島・神津島近海 / 愛知県東部 / 愛知県西部 遠州灘 / 三河湾 / 岐阜県美濃東部 / 三重県北部 / 三重県中部 三重県南部 / 伊勢湾 / 三重県南東沖 和歌山県北部 / 和歌山県南部 / 和歌山県南方沖 / 紀伊水道 / 奈良県 淡路島付近 / 播磨灘 徳島県北部 / 徳島県南部 / 香川県東部 / 香川県西部 / 瀬戸内海中部 愛媛県東予 / 愛媛県中予 / 愛媛県南予 / 伊予灘 / 豊後水道 高知県東部 / 高知県中部 / 高知県西部 / 土佐湾 / 四国沖 大分県南部 / 宮崎県北部平野部 / 日向灘 / 九州地方南東沖 ⑴　発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の３地域のいずれにおいても、震度６強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 【各地方の都道府県分類】 ○中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県 ○四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県 ⑵　発生した地震がマグニチュード8.0 以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）3が発表される可能性がある場合） 2　上記１の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合に適用する。	即時応援	北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて消防庁長官が指示する			

別表第１２

集結場所

応援先都道府県（地方・方面）		集結場所	集結場所担当消防本部	備考
東北地方	太平洋進出	苫小牧西港	苫小牧市消防本部	仙台港、八戸港
	日本海進出	苫小牧東港	苫小牧市消防本部	秋田港
		小樽港	小樽市消防本部	新潟港
	津軽海峡進出	函館港	函館市消防本部	青森港、大間港
首都直下AP		函館港	函館市消防本部	青森港
		苫小牧西港	苫小牧市消防本部	仙台港、大洗港
		苫小牧東港	苫小牧市消防本部	新潟港
		小樽港	小樽市消防本部	新潟港
南海トラフAP		苫小牧東港	苫小牧市消防本部	新潟港、敦賀港
		小樽港	小樽市消防本部	舞鶴港、新潟港

※津波警報等が発表され港湾が使用不能の場合は、その都度協議して集結場所を決定する。

別表第１３

北海道大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
北海道大隊本部 ⇕ 調整本部 指揮支援本部 各都府県大隊本部	統制波1	無線統制は、<u>指揮支援部隊長</u>が行う。 ※被災地が複数に及び指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから周波数を指定する。
北海道大隊内	主運用波4	無線統制は、<u>大隊長</u>が行う。 ※同一の主運用波を使用する他の応援都道府県大隊が近接して活動し、無線が輻輳する場合は、指揮支援本部長に使用する周波数の調整を依頼する。
北海道大隊内 （隊員間）	署活動用無線・ 省電力トランシーバー	署活動用無線を使用する際は、受援先消防機関に使用可能なチャンネルを確認する。

※　出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第32条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。
　ただし、使用無線系統は被災地消防本部の指示に従うものとする。

１　統制波統制局は、調整本部に置くものとする。
２　主運用波統制局は、大隊本部に置くものとする。
３　主運用波の使用は、原則として大隊長と各隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各隊間で使用することができるものとする。
４　大隊内の無線機の貸し借りにより、各隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
５　中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
６　通信は必要最小限にとどめるものとする。

【参考】都道府県主運用波割当表
○緊急消防援助隊の運用に関する要綱第32条関係（別表）

周波数の名称	都道府県
主運用波１	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波２	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波３	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波４	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波５	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波６	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波７	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

北海道大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）

地区	消防本部名	映像伝送装置	化学剤検知器（化学物質同定装置（液体・固体用））ハズマットID	化学剤検知器（化学物質同定装置（気体用））ガスID	化学剤検知器（携帯型気体用）FP100	化学剤検知器（携帯型気体用）LCD3.3	化学剤検知器（携帯型気体用）ケミプロ100	可搬型衛星地球局	ガンマ線及びX線用線量率計	緊急消防援助隊動態情報システム可搬型端末器一式	検知型遠隔探査装置	高機能救命ボート	個人線量計	指揮支援部隊用資機材	自動追尾式小型ヘリコプターテレビ受信装置	情報収集活動ドローン	生物剤検知器（気体用）SBS	生物剤検知器（ラピッドバイオアラート及びバイオキャプチャーBT650）	全面マスク	中性子用線量率計	ドライスーツ	バッテリー式救助用破壊器具	表面汚染検査計	救助用支柱器具	除染シャワー	陽圧式化学防護服
札幌	札幌市消防局	1	1	2	1	1		2	50	3	1	1	200	2	2	1	1	1	79	3	10	12	33	2	1	5
道西地区	函館市消防本部	1				2	1		14	1		1	63			1		1	16	2	15	1	7	1	3	5
	森町消防本部								1				5						5				1			
	八雲町消防本部								1				5						5				1			
	長万部町消防本部								1				3						5				1			
	渡島西部広域事務組合消防本部								3				11						5				1			
	南渡島消防事務組合消防本部								3				13						5				1			
	檜山広域行政組合消防本部								4				16										2			
	地区内小計	1				2	1		27	1		1	116			1		1	41	2	15	1	14	1	3	5
道南地区	苫小牧市消防本部								9	1			33						5	1		1	6			
	室蘭市消防本部								7				28									4	3			
	登別市消防本部								3				13						5			1	1			
	白老町消防本部								3				10										1			
	西胆振行政事務組合消防本部								3				13						10				1			
	日高東部消防組合消防本部								1				5						5				1			
	日高中部消防組合消防本部								2				8						5				1			
	胆振東部消防組合消防本部								3				10						5				1			
	日高西部消防組合消防本部								3				9						5				1			
	地区内小計								25	1			129						40	1		6	16			
道央地区	小樽市消防本部								11				46						5	2		1	5			
	夕張市消防本部								1				5										1			
	美唄市消防本部								2				8						5				1			
	江別市消防本部								5				17						5				1			
	三笠市消防本部								2				7						5				1			
	千歳市消防本部								4				15						5				2			
	歌志内市消防本部								1				5						5				1			
	恵庭市消防本部								2				10						5			1	1			
	北広島市消防本部								2				10						5				1			
	石狩北部地区消防事務組合消防本部								4				18						5			1	2			
	滝川地区広域消防事務組合消防本部								4				18						20				3			
	南空知消防組合消防本部								4				16						5			1	2			
	深川地区消防組合消防本部								2				10						5				1			
	岩見沢地区消防事務組合消防本部								7				28						5			1	2			
	砂川地区広域消防組合消防本部								2				7						5				1			
	羊蹄山ろく消防組合消防本部								2				8						5				1			
	岩内・寿都地方消防組合消防本部								2				8						5				1			
	北後志消防組合消防本部								2				8						5				1			
	地区内小計								59				244						100	2		5	28			

地区	消防本部名	映像伝送装置	化学剤検知器（化学物質同定装置（液体・固体用））ハズマットID	化学剤検知器（化学物質同定装置（気体用））ガスID	化学剤検知器（携帯型気体用）FP100	化学剤検知器（携帯型気体用）LCD3.3	化学剤検知器（携帯型気体用）ケミプロ100	可搬型衛星地球局	ガンマ線及びX線用線量率計	緊急消防援助隊動態情報システム可搬型端末器一式	検知型遠隔探査装置	高機能救命ボート	個人線量計	指揮支援部隊用資機材	自動追尾式小型ヘリコプターテレビ受信装置	情報収集活動ドローン	生物剤検知器（気体用）SBS	生物剤検知器（ラピッドバイオアラート及びバイオキャプチャーBT650）	全面マスク	中性子用線量率計	ドライスーツ	バッテリー式救助用破壊器具	表面汚染検査計	救助用支柱器具	除染シャワー	陽圧式化学防護服
道北地区	旭川市消防本部	1				1	1		18				75		1	1		1	19	2	5	1	10	1	1	5
	増毛町消防本部								1				2										1			
	富良野広域連合消防本部								5				20						5				2			
	上川北部消防事務組合消防本部								3				10						5		5	1	1			
	士別地方消防事務組合消防本部								2				8						5				1			
	大雪消防組合消防本部								3				12										1			
	北留萌消防組合消防本部								2				9						5				1			
	稚内地区消防事務組合消防本部								2				7						5				1			
	利尻礼文消防事務組合消防本部								3				11						8				1			
	南宗谷消防組合消防本部								1				5						5				1			
	留萌消防組合消防本部								1				5						5				1			
	地区内小計	1				1	1		41				164		1	1		1	62	2	10	2	21	1	1	5
道東地区	釧路市消防本部						1		10				47					1	5	2		1	6		1	
	根室市消防本部								2				7										1			
	とかち広域消防局								15				61						5			2	9			
	遠軽地区広域組合消防本部								2				8						5				1			
	美幌・津別広域事務組合消防本部								1				5										1			
	網走地区消防組合消防本部								2				10						8				1			
	北見地区消防組合消防本部								6				26						5			3	2	1	1	
	根室北部消防事務組合消防本部								2				9										1			
	斜里地区消防組合消防本部								1				5						8				1			
	紋別地区消防組合消防本部								1				5						5				1			
	釧路北部消防事務組合消防本部								2				7										1			
	釧路東部消防組合消防本部								2				8						8				1			
	地区内小計						1		46				198					1	49	2		6	26	1	2	
合　計		**3**	**1**	**2**	**1**	**4**	**3**	**2**	**248**	**5**	**1**	**2**	**1051**	**2**	**3**	**3**	**1**	**4**	**371**	**12**	**35**	**32**	**138**	**5**	**7**	**15**

別紙第１

北海道大隊・各部隊指揮体制

１　都道府県大隊

（１）地区別による指揮体制

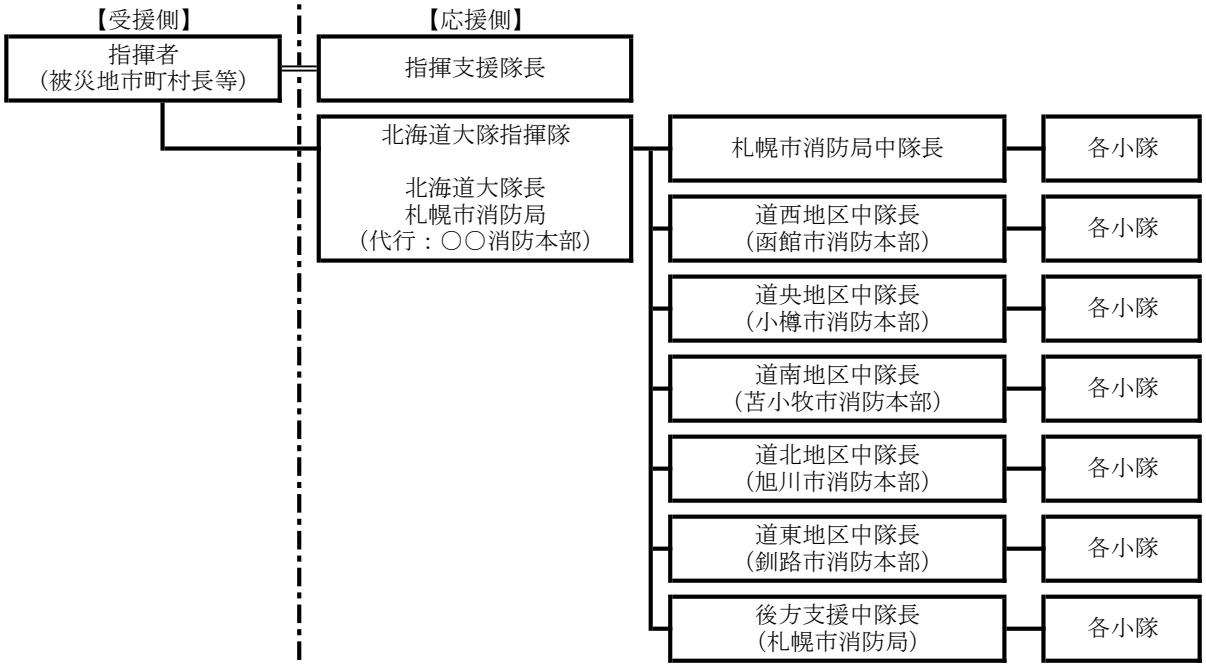

（２）任務別による指揮体制

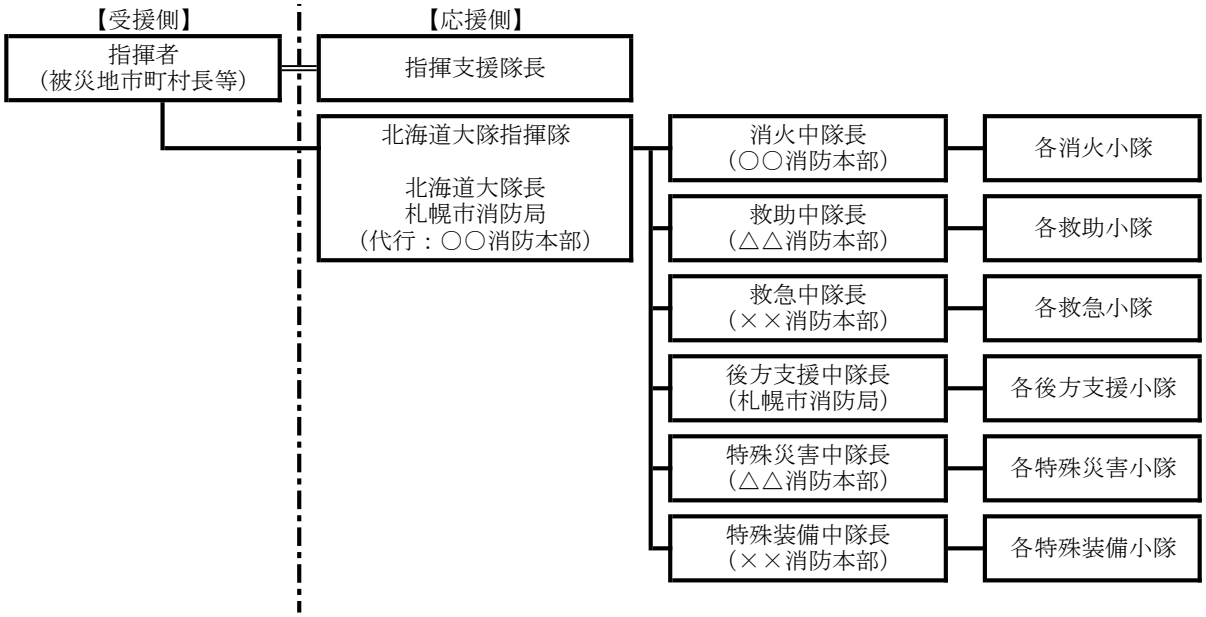

２　各部隊

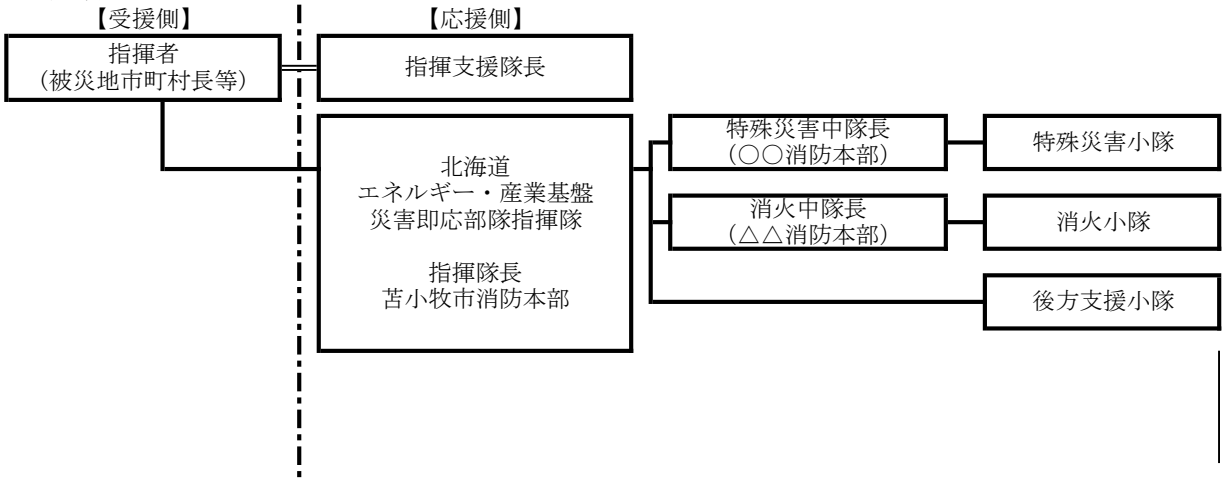

（２）ＮＢＣ災害即応部隊

○札幌市消防局

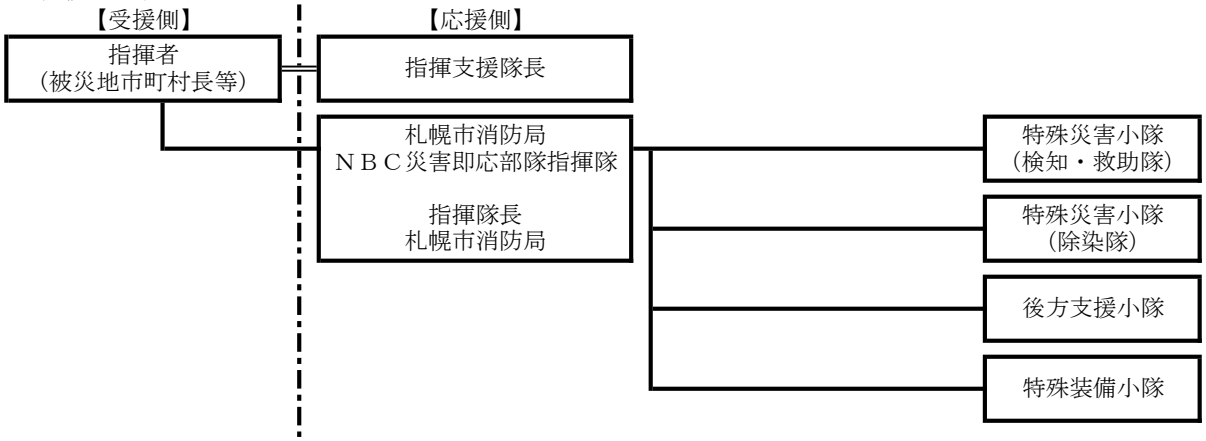

○函館市消防本部

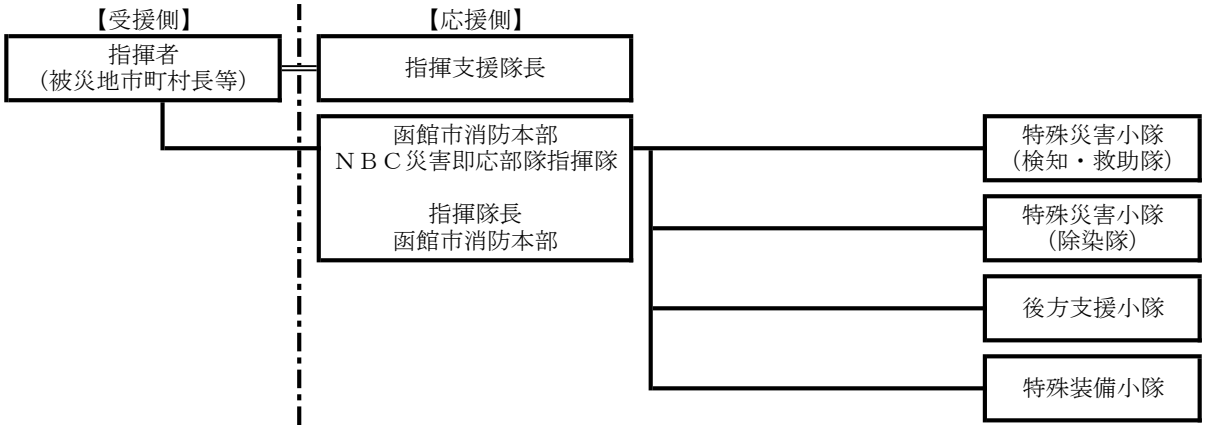

○旭川市消防本部

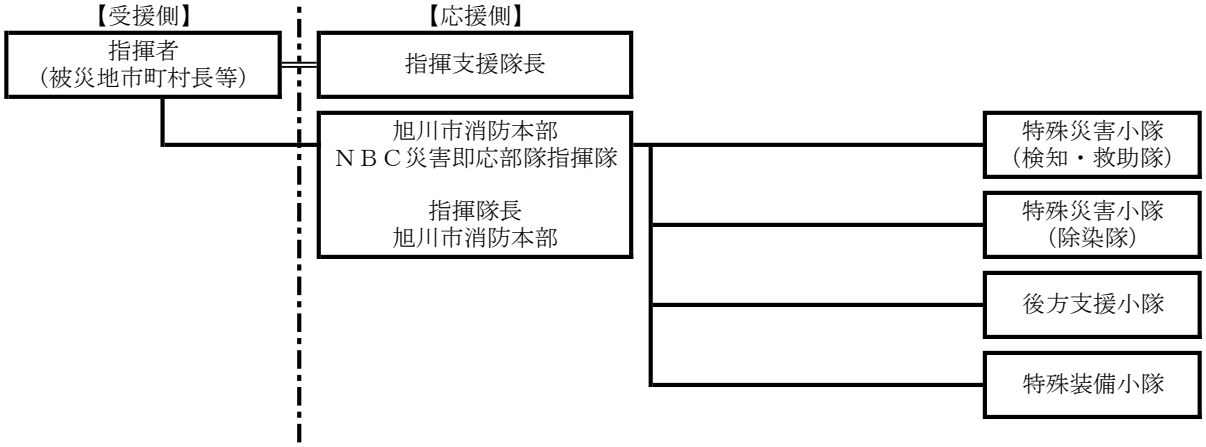

（３）土砂・風水害機動支援部隊

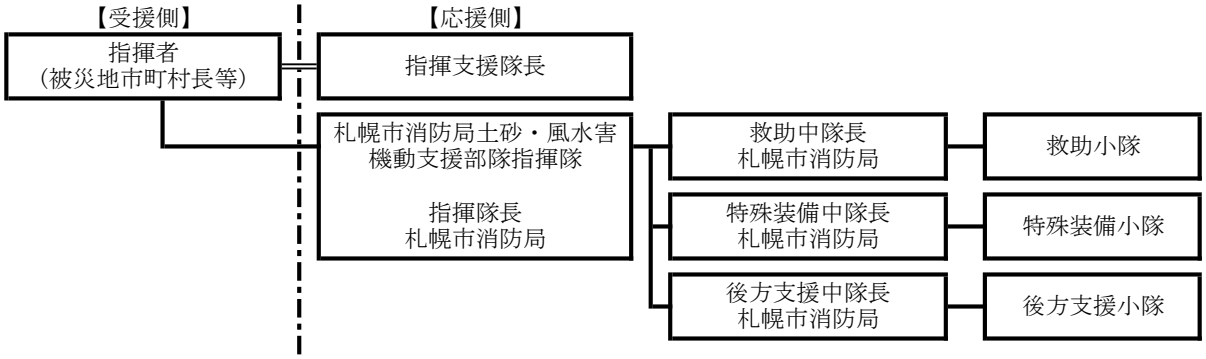

別紙第２

出動小隊報告書

消防本部名	
報告者（職・氏名）	
電話番号	

○出動小隊

	小隊の種別	出動車両（無線名称）	小隊長の氏名			出動人員	出動日時		集結場所到着予定時間
			階級	氏名	連絡先		月日	時間	
1							／	：	：
2							／	：	：
3							／	：	：
4							／	：	：
5							／	：	：
6							／	：	：
7							／	：	：
8							／	：	：
9							／	：	：
10							／	：	：
11							／	：	：
12							／	：	：
13							／	：	：
14							／	：	：
15							／	：	：
16							／	：	：
17							／	：	：
18							／	：	：
19							／	：	：
20							／	：	：
合計		台				名			

○資機材（無償使用物品等）

※各消防本部は地区代表消防機関へ報告、地区代表消防機関は地区内分を取りまとめ、北海道及び代表消防機関へ報告する。（電子メール及びFAX送信）

別紙第３

公務従事車両証明書

公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	令和　　年　　月　　日
道路名及び区間	道路名 ICから　　ICまで （入口）　　（出口）
乗車責任者の 職・氏名	
車両登録番号	

この車両は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。

災害名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

発行者　職・氏名　　印

※　発行番号は、災害ごとに一連番号とする。

注）本様式は、「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」（平成17年消防応第８号）により示されたものである。

緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告

都道府県名：　　北海道

消防本部名						
消防本部コード						
公務証明書発行番号						
公務証明書発行日						
車両登録番号						
緊急消防援助隊登録部隊種別						
車隊長	階　級					
	氏　名					
通過した有料道路Ⅰ	道路名称					
	道路の区分（※）					
	区間	IC名（入口）				
		IC名（入口）				
	通過月日					
	往路・復路の区分					
通過した有料道路Ⅱ	道路名称					
	道路の区分（※）					
	区間	IC名（入口）				
		IC名（入口）				
	通過月日					
	往路・復路の区分					
通過した有料道路Ⅲ	道路名称					
	道路の区分（※）					
	区間	IC名（入口）				
		IC名（入口）				
	通過月日					
	往路・復路の区分					
通過した有料道路Ⅳ	道路名称					
	道路の区分（※）					
	区間	IC名（入口）				
		IC名（入口）				
	通過月日					
	往路・復路の区分					
通過した有料道路Ⅴ	道路名称					
	道路の区分（※）					
	区間	IC名（入口）				
		IC名（入口）				
	通過月日					
	往路・復路の区分					
通過した有料道路Ⅵ	道路名称					
	道路の区分（※）					
	区間	IC名（入口）				
		IC名（入口）				
	通過月日					
	往路・復路の区分					

注1：上表中の「道路の区分」欄には、東日本高速道路株式会社管轄道路は1、中日本高速道路株式会社管轄道路は2、西日本高速道路株式会社管轄道路は3、首都高速道路は4、阪神高速道路は5、本州四国連絡道路は6、指定都市高速道路のうち名古屋高速道路は7、広島高速道路は8、福岡北九州高速道路は9と記入してください。

注2：多くの車両がある場合は、本表を横に拡張してください。

別紙第５

あて先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フェリー乗船員名簿

緊急消防援助隊北海道大隊

各消防本部責任者（支払事務担当者）					乗船年月日			
担当者	所属		氏　名		出航時刻			
連　絡　先	TEL		FAX		乗船航路		→	
	Mail				車両等合計	台	人数合計	人

市町村別（支払方法）	所属	車両ナンバー	全長	全幅	全高	小隊名	所属部署	氏名	年齢	性別	備考

別記様式２－２　　（第５条、第９条、第36条関係）

出動可能隊数・出動隊数の報告（都道府県大隊 / 統合機動部隊 用）

※　都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式２－２（部隊用）で報告すること

可能隊数報告　〇〇　年　月　日　時　分
出動隊数報告　〇〇　年　月　日　時　分

消防庁広域応援室長　又は　都道府県消防防災主管部長 / 代表消防機関消防長　殿

（都道府県消防防災主管部長 又は 消防長）

次の災害に対して、出動可能な（出動した）隊数及び人数を報告します。

災害名	

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入		時　分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	（統合機動部隊）	時　分
		（都道府県大隊）	時　分

※1　都道府県大隊長（又は統合機動部隊長）が属する消防本部から最も早く出動できる時間（出動した時間）を記入

※　（　）内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別		可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊		〔　〕	〔　〕	〔　〕	〔　〕	
消火小隊		〔　〕	〔　〕	〔　〕	〔　〕	
救助小隊		〔　〕	〔　〕	〔　〕	〔　〕	水陸両用バギー：　台
救急小隊		〔　〕	〔　〕	〔　〕	〔　〕	
後方支援小隊		〔　〕	〔　〕	〔　〕	〔　〕	
通信支援小隊		〔　〕	〔　〕	〔　〕	〔　〕	
特殊装備小隊	震災対応特殊車両小隊	〔　〕	〔　〕	〔　〕	〔　〕	重機：　台
	その他の特殊装備小隊	〔　〕	〔　〕	〔　〕	〔　〕	中型水陸両用車：　台
		〔　〕	〔　〕	〔　〕	〔　〕	
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】 高機能救命ボート：　艇　、救命ボート（船外機有）：　艇　、救命ボート（手こぎ）：　艇　、水上オートバイ　台						
合　計		〔　〕	〔　〕	〔　〕	〔　〕	

（参考）都道府県大隊−統合機動部隊　　隊　　人　　隊　　人

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式２－２　　（第５条、第９条、第36条関係）

出動可能隊数・出動隊数の報告（部隊用）

※　都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式２－２（都道府県大隊・統合機動部隊用）で報告すること

可能隊数報告　〇〇　　年　　月　　日　　時　　分
出動隊数報告　〇〇　　年　　月　　日　　時　　分

消防庁広域応援室長　又は　都道府県消防防災主管部長 代表消防機関消防長　　殿

（都道府県消防防災主管部長 又は 消防長）

次の災害に対して、出動可能な（出動した）隊数及び人数を報告します。

災害名	

隊の種別		可能隊数	人数	最も早く出動できる時間※2	出動隊数	人数	出動時間※2	備　考（内訳）
指揮支援部隊	統括指揮支援隊			：　頃			：	
	指揮支援隊			：　頃			：	
	航空指揮支援隊※1			：　頃			：	<航空隊名、同時出動可否>
航空部隊	航空後方支援小隊※1			：　頃			：	
	航空小隊※1			：　頃			：	<機体愛称>
土砂・風水害機動支援部隊	指揮隊			：　頃			：	
	救助小隊							水陸両用バギー：　台
	特殊装備小隊							重機：台
	特殊装備小隊							中型水陸両用車：　台
	後方支援小隊							
	【その他特殊な装備品の情報】 高機能救命ボート：　艇　、救命ボート（船外機有）：　艇　、救命ボート（手こぎ）：　艇　、水上オートバイ　台							
	合　計							
	指揮隊			：　頃			：	
	合　計							

※1　航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること
　　航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか１隊が出動可能なのか備考に記載すること
※2　指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式３－１　　（第6条、第31条関係）

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間　〇〇　年　月　日　時　分

都道府県知事
市町村長　殿

送付先：

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇　年　月　日　時　分頃						
災害発生場所	都道府県					市区町村	
災害名							
災害の状況							
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナート等				
出動区分		**求め**		**指示**	（求め・指示の根拠：消防組織法第44条第　項）		
アクションプラン又は運用計画		**適用**（　）				**非適用**	
求め又は指示日時	〇〇　年　月　日　時　分						

・都道府県大隊

対象 ※いずれかに●		出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項			
【隊の指定情報】			
応援先	市区町村	進出拠点	

・部隊　※対象となる隊に●

部隊名			連絡事項、応援先等			
指揮支援部隊	統括指揮支援隊					
	指揮支援隊					
	航空指揮支援隊		応援先		進出拠点	
航空部隊	航空小隊					
	航空後方支援小隊					
統合機動部隊						
エネルギー・産業基盤災害即応部隊						
NBC災害即応部隊						
土砂・風水害機動支援部隊			応援先		進出拠点	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式３－４　　（第31条関係）

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）

送信時間	○○　年　月　日　時　分

都道府県知事
市町村長　殿

送付先：

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県				
出動区分		求め		指示
	別表　A － 1	区分		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時			
求め又は指示した隊	下表のとおり			
出動先	第34条に定めるとおり			

区分 ※対象区分に●	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊 （別表Bにより対応する指定順位第1位）	指揮支援隊 （別表Bにより対応する全隊）	第1次出動都道府県大隊 （基本計画別表第2により対応する都道府県）	出動準備都道府県大隊 （基本計画別表第3により対応する都道府県）	第1次出動航空小隊 （別表Cにより対応する全隊）	出動準備航空小隊 （別表Dにより対応する全隊）
Ⅰ 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
Ⅱ 最大震度6強（東京都特別区は6弱）	迅速出動		迅速出動 （統合機動部隊のみが対象）			
Ⅲ－ア 最大震度6弱（東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱）	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動（統合機動部隊のみが対象） 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式３－４　　（第31条関係）

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）

送信時間　〇〇　年　月　日　時　分

都道府県知事
市町村長　殿

送付先：

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県				
出動区分		求め		指示
	別表　A　－　2	区分		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時			
求め又は指示した隊	下表のとおり			
出動先	第34条に定めるとおり			

区分 ※対象区分に●	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊 （別表Bにより対応する指定順位第1位）	指揮支援隊 （別表Bにより対応する全隊）	第1次出動都道府県大隊 （基本計画別表第2により対応する都道府県）	出動準備都道府県大隊 （基本計画別表第3により対応する都道府県）	第1次出動航空小隊 （別表Cにより対応する全隊）	出動準備航空小隊 （別表Dにより対応する全隊）
Ⅰ 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
Ⅱ 最大震度6強（東京都特別区は6弱）	迅速出動		迅速出動 （統合機動部隊のみが対象）			
Ⅲ-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 （統合機動部隊のみが対象） 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式５　　（第29条関係）

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

１　出動状況（航空部隊を除く）

部隊名	都道府県大隊 （下段は統合機動部隊）		
出動日時※1	月　日　　時　分	月　日　　時　分	月　日　　時　分
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1　出動日時：都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

２　航空部隊出動状況

航空隊名 （隊区分、機体愛称）			
出動日時	月　日　　時　分	月　日　　時　分	月　日　　時　分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

別記様式5　　（第29条関係）

3　救助活動状況【陸上】

	救出日時 月　日　時　分	救出場所※2	救助人数	備　考※3 （合同で救助した消防機関等）
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※2　救出場所：住所、活動サイト、活動地区（〇〇地区）等を記載

※3　備考：県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4　救助活動状況【航空】

	救出日時 月　日　時　分	救出場所※4	救助人数	備　考
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※4　救出場所：住所、活動サイト、活動地区（〇〇地区）等を記載

5　救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6　救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他（不明含む）	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7　隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8　車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照